

平成 25 年度 第 4 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 98 号

平成 25 年第 3 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 25 年 11 月 29 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 25 年 12 月 10 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 25 年度第 4 回まんのう町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 25 年 12 月 11 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番	川 西	米希子	2 番	田 岡	秀 俊
3 番	合 田	正 夫	4 番	白 川	正 樹
5 番	本屋敷	崇	6 番	関	洋 三
7 番	白 川	年 男	8 番	白 川	皆 男
9 番	大 西	樹	10 番	藤 田	昌 大
11 番	三 好	勝 利	12 番	大 西	豊
13 番	川 原	茂 行	14 番	高 木	堅
15 番	欠	員	16 番	大 岡	克 三

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

5 番	本屋敷	崇	6 番	関	洋 三
-----	-----	---	-----	---	-----

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	青 野	進	議 会 事 務 局 課 長 補 佐	常 包	英 希
-------------	-----	---	-------------------	-----	-----

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町	長	栗 田 隆 義	副 町 長	栗 田 昭 彦
教 育 長	斉 藤 賢 一	総 務 課 長	齋 部 正 典	

企画政策課長	高嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	高 橋 守

○大岡克三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大岡克三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において5番、本屋敷崇君、6番、関洋三君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大岡克三議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、三好勝利議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

11番、三好勝利君、1番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 おはようございます。

きょうから場所が変わりました。答弁する方は同じですけど、我々質問する側は少し場所が変わりましたが、常に私が申しておりますように、システムより、やはり質問する内容、答弁する内容が一番重要だと心得ております。

まず1点目に入ります。中学校改築不良事件について、一般住民に説明会を要望するということで出しておったんですが、その後にこの15日の1時からですか、この本庁の3階で大ホールで教授を交えて報告会をするという答弁をいただきました。私が要望書を出した後で出てきましたので、非常にびっくりというか、驚いたんですけど、私は町長にお願いしたいのは、町サイド、議会サイドの説明は大分終わっております。我々議会も報告会をやりました。行くとび行くたびに、ほとんど9割方がこの学校に対する案件でございました。

まず振り返ってみますと、5月だったですか、仲南地区、高篠地区と私は説明会に参り

ました。そのときに言われたのが、非常に残念なことに、議会とか町当局は少し業者に甘いんではないかと、甘いんではないかということは何回も言われました。非常に残念だったです。私は、その会場で少し、本当に失礼かなと思いましたけど、なぜですかと、時には天下のスーパーゼネコンを相手に失礼なことと言っておりますよ。大丈夫か、大丈夫かということと言って現在に至っておるんですよ、どういうところでそういう意見が出るんですかと反省しつつ帰って、その後に欠陥箇所が次々次々次々と出てきました。こういうのは、我々二十数年議会に出ておりますけど、初めての経験でございます、初めての。本当にびっくりしております。こういうことが世の中で、しかも日本を代表するスーパーゼネコンがやってええものか悪いものか、それともどなたかが指示したのか、どなたかが白状したのか、うっかりしとって設計図を見落としたのか、そういう説明を十分、町民の前でしてくれというのが一般の意見でございます。

ですから、執行部の説明、議会の説明は何回も電波も通じてやっております。広報も通じてやっております。ただ、業者サイドの説明はまだ出されておられません。それを町当局はどのように考え、また、発注者の責任として業者に対してどのように要望し、また指導していくかということが第1点目でございます。よろしくお願いします。わかりやすく詳しく説明をお願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、中学校改築不良事件についての御質問でございます。

まんのう町立満濃中学校、町民体育館、町立図書館は、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業によって整備され、PFI事業者である株式会社まんてが夥伴より、本年3月末日に引き渡しを受けたものでございます。

残念なことに、町民体育館のアリーナの壁に穴があくという事故の発生により、設計者であり、また建設施工者である大成建設株式会社あるいは株式会社まんてが夥伴において、本町に説明のない設計変更がなされ、施設の品質の確保ができていないという事実が発覚いたしました。現在、そういった本町が承諾をしていない設計に変更のあった箇所がどこなのか、事実を究明すべく調査を行っておるところでございます。

さて、このようなことについて、町民の皆様には説明をすべきではという御質問でございますが、こういう事態になった責任の所在、問題点を明らかにするとともに、改善方法など、ある程度の方針を専門家とともに決定した後に説明するべきであろうとは考えておりますが、現在の経過報告と住民説明会を開催いたしたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 恐らくそういう回答が出るだろうと希望しておりました。希望でなく感じておりました。ただ、私が申し上げたいのは、説明会は今回周知して何回もオフトークでやっております。恐らく関心のある方はたくさんおいでしてくれるでしょう。ある

地区では二十数名の方が報告会においでいただいて、熱心に叱咤激励いただきまして、本当にありがたかったです。私も言うことには責任を持っておりますし、少し語尾が強い点があります。それはやはり感情が入っておるわけです。

ですから、最近、すばらしい野球選手が出ておりますけど、彼が言うのは、やはり技術もいるけど心だ、心。何で日本のスーパーゼネコンが心がないのかというんですよ。技術はあるでしょう、技術は我々の数倍の能力持っておるでしょう。ただし、心がないからこういう欠陥ができるんです。欠陥ですよ、これ、はっきり言うて。調査がわかってからやるのはこれからのこと、そこに至って、なぜ調査するようになったかという説明を私はしてくれというとりんです、町民に。我々がバトンタッチでやってもいかなんです、それは。やっぱりまんでがんパートナーズ、大成建設、全部責任者がおるはずですよ。もし何だったら、第1下請業者、第2業者、納品業者、納入業者は、この分はどうですか、いや、予算が足らんから、この安いので辛抱してくれと言ったか。それともガラスも、結局ね、あんな簡単に割れるようなガラスを使うのか、HOYAガラスを使うか、旭硝子を使うか、一流メーカーを使うか、それとも諸外国の、国の名前を言うと、また語弊がかかるかわかりませんが、諸外国の、例えば1枚1万円のガラスか、1枚3,000円のガラスか、それも調べてくれと、これから調査でしょう。だから、鋼材にしても、本当に新日鐵、三菱重工、川重、そのへんのJISマークの入った世界に誇れるような鋼材を使っておるのか、あるいは1本が10万のところ3万か、1万5,000円か2万ぐらいで買った分の品物か、そういうのを調べて明白にしてくれ。これから50年、60年、ややもすれば100年という体系で生徒が使っていくはずですよ。普通の会社だったら、倒産して、どっかへ移転すればそれで終わるんです。我々の学校、義務教育は移転するわけもいかず、ほかへ行ってくれというわけにならなんでしょうが、そういうところを、ああいう結果でやるんやから、悪質なんですよ、はっきり言うて。

メーカーも聞いとるでしょう。聞いて、私の言うことが間違っとならば告訴したらええんですよ、告訴。なぜ、ああいうことやったか、それを説明してくれ言うん。それに対してなった結果を、今度中田教授がずっと明細に調査するんです。そこに至った経緯をやってくれと、うっかりした、町長が言われた、無断で設計変更、設計変更じゃないですよ、これは手抜きですが、はっきり言うて。皆さん、もう議会も執行部もわかったでしょうが、あののど自慢の前に体育館へ行ってステージの壁をはぐったときに、どういう状態やったんですか。それで議会も奮発する、対策チームを積んで、結局中田教授の調査を依頼しとんです、はっきり言うて。

やっぱりこういうことは明白にしないと、ずっと疑心暗鬼で残る。生徒がかわいそうや、生徒が。

ややもすりゃ、ある同僚は、私が言いました。この内壁を直して、全部直したから、屋根が飛んでも壁は残ると言ったら、残念なことに多少雨漏りはしますと、本当にガラスは割れる、雨漏りはする。最近の電気だと、何千時間という時間があります。それが数百時

間で切れております。そういう状態を町民の間で十分説明して、お悪うございましたと、十分整備して、きちっとした建物にして提供しますという言葉がやっぱりね、我々が幾ら説明しても、この携わるメーカーの方が、技術者が、会社が責任持って説明しないと、これは納得いかないです。そういうことなんです。ただ単に、ちょっと説明をして云々というんじゃなくして、本当の真実を説明していただいて、予算が足らなかったのか、それとも発注の手違いか、そういうことをはっきりやっぱりやっていただかな。

最近、ホテルで偽装問題があったでしょう。あんなわずかな1,000円や2,000円の食事をして、会長、全部が出てきて、お悪うございましたと、十分注意します。気がついても気がつきませんでしたって、一応おわびしとるでしょうが。JR北海道でもそうでしょう。隠して隠して隠して、最後は隠し切れんで国交省が行って、結局ああいう状態になったんです。

我々もいずれそういうふうになるかわからんですよ、はっきり言って。この業者を決めるに当たって、相当論議して論議して、議会の中でも奔走して、本当にね、一部では余り表面的に出したくないような言葉も出ておりました。それで、業者もずっと来てもらって説明会をしました。私は二十数年になるけど、こういう建物で、全部業者が来て、プロポーザルの説明をしたのは初めてですよ。それで、一番よかった業者を選んだのがこういう結果です。非常に残念なんです、はっきり言うて。夜中に目が覚めたら寝られませんよ、頭にきて、本当に。

やはり住民の方も相当憤慨しております。ですから、ぜひとも今度15日には中田教授の説明、これはこの経緯に中田教授は、私がそういう調査委員として御指名を受けた経過に至ったことを説明していただく。できたら、本当はその前に業者の方に説明をいただきたいんですけど、中田教授の後に、ぜひとも年内あるいは正月明けにでも十分住民の方に、おわびと説明をしていただきたい。だから、誰を責任者が首にしたら、誰が首にしたら、首にしてやめたら済む問題と違うんですよ、ホテルの偽証とかJR問題と違いますから。これはやはり50年、100年とって使っていく施設ですよ。安全・安心の施設にして提供するのが最高責任である町長、それから我々議会も本当に責任を感じております。そういうところで再度、町長の答弁をお願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えをいたします。

三好議員さん御指摘のとおりでございます。我々も町民の声、また皆さんの声を真摯に受けとめていきたいと思っております。

議会のほうで15日に説明会をされるということでございますので、町執行部のほうでは、年明け、1月の中旬ごろには、関係者立ち会いのもとに現在までの経過等々、住民説明会を開催いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 3回目かな、あと5回ぐらい欲しいけど、3回目で規定は規定ですか

らね。

町長から、やっぱり我々と先日、また町民の方が要望しておる声を十分に受けとめていただいて、そのような方向で説明会をするということでもありますので、ぜひとも間違いなく設計業者、建築業者、それに、これには外部監査もつけておるんですから、外部監査は公認会計士、司法関係、それとPFIですか、そういう関係の調査、それと一級建築士、普通監査委員というのは、公認会計士、会計監査がほとんどです。現場の全てにおいて会計監査をつけておるのは珍しいです。これはやっぱり新しいPFIの手法だろうと思いますけど、PFIだろうが、STCとかDPIとか何だろうが、まんでがんだろうが、何でも結構です。まともな品物を提供してもらわないかん、まともな品物を。

システムが難しかった。システムが難しかったら、これで受注せんほうがよかったでしょう。いろんな説明して、5社ぐらい呼んで、ああじゃこうじゃ、将来はまんのう町のために、将来は宅急便の配送センターをつくるとか、皆、うそばかりやがな。うそを言うて、我々は指名したんや。それでまたもう1回だまされて、もうたまらんですよ、はっきり言うて。

大成建設、聞いとるでしょう。心があるんだったらわかるはずですよ、幾ら頭がよくても。心がないから、こういうような結果になるんですよ。

まんのう町民2万人、これからやはり減少なくして、ふやしていく。何とかふやしていくのが我々の使命なんですよ、減るのは誰でもできるんです。仲南地区のすばらしい幼稚園も決まっております。これもやはりすばらしい、ああいう設備ができれば、丸亀、高松でおる孫を呼び寄せて、地元のすばらしい施設に入れてやろうかという方もおるんですよ。だから、やかましい言っとなですよ。

ですから、今回は、今度はもう絶対に失敗のないように、全て調査して、業者の選定においても、やはり技術プラス心、ずっといろんなところから情報収集して、結局最終的な権限は発注する町長に権限があるわけですから、それを十分考えて、今度の幼保一元化の仲南地区の設備においては、絶対に間違いのないようなことをお願いしておきます。

再度、最後答弁。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再々質問にお答えをいたします。

今御指摘いただきました、今回進めております仲南地区の幼保一元化した幼児教育施設でございますが、これにつきましては、今回のようなことは二度と繰り返さないように、しっかりと管理していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 町長の1番目に関しては、本当に力強い、間違いのない答弁だと私は受けとめておりますし、この電波は町内全部に流れております。もし私が間違っておること

を言うなれば、メーカーでもどこでも私を訴えるなり告訴したら結構だと思います。私は逃げも隠れもせん、心を持っておりますから。

では2番目の質問に入ります。これも簡単に書いてあります。職員の配置・適材適所について。なぜこれを適材適所にやるかと、職員の方は、やっぱり皆さん、すばらしい、すばらしいというか、厳しいペーパーテストで能力検定を受けてやって、それでまた面接を受けて入っております。皆さん、立派な職員がたくさんおります。そういう立派な、さっきと同じね、業界と同じ、幾ら技術を持っておっても心がなければだめだというのが私の持論です。ですから、行政職員においても、まず課長になるには数十年かかるでしょう。先般のように、医療費問題でやって、風邪引くな、けがするな、こういう命令調の町民に対するアピールしてあるのは、全国でまんのう町だけでしょう。一般の町民が何を言っただという方もおられるかもわからんけど、大方の方が、あっ、行政もあそこまで一生懸命考えておるんじゃな、風邪引くな、けがするな、これ本人のためです。言うなれば、それが結局行政にはね返ってくるわけです。私は立派なのぼり立てをとると思います。

我々の地区もやはり70名ほどウオーキングの会員がおりまして、2班に分かれておりますけど、きのう、おととい9日も善通寺さんのミニ八十八カ所行ってまいりました。約六十数名の方がおいでしておりました。皆さん、やはり自分で集まってきて、何回も言うけど、自分で空気を吸うて、自分で歩いて、自分で帰る。これほど効率のいい行事はないでしょう。これもやはり過去の担当職員がやっぱり考えてつくったことです。健康増進課とかいろいろあります。そういう中で、本当に真剣に考えてやった結果がそういう結果が生まれとんです。ある方は、前にも言ったように、つえをつきながら散歩に参加しとったけど、つえが要らなくなったと、こんなすばらしい行事は全国には余りないと思いますよ。

ですから、そういうのを考えるのも、やはり職員の方、議会なんです。ですから、適材適所というのはね、例えば建設課においても、長靴履いて現場に行く。わしはもう現場へ行って、長靴履いて、ずるずるしたところは苦手やと、事務所の中でパソコンをずっと朝から晩までやとったら、それがもう最高の技量を発揮できるんだという方もおるし、朝から晩までやとったら、もうノイローゼになるわと、現場へ行って飛び回って、やっぱりあそこの苦情のあるところ、舗装道路とか道路とか橋とか、そういう現場を見て回るのがおれは得意だという方もいろいろあります。ですけど、前にも言いました。これ3回か4回か5回ぐらいになります。

勤勉手当というのは、私は前にも申しました。勤勉手当も結構です。一律じゃなくて、片方は3万の勤勉手当、片方は5,000円、なぜだろうか、見たらわかるでしょう。それを決めるのは担当課長、また副町長、町長は忙しいですから、副町長なりが決めて、やっぱりあの職員は向かんと、以前のように、毎年毎年ころころころ課長をかえるような時代は済みました。中央のほうも、毎年ころころかわる、トップが、やっと落ちつきしました。落ちついたでしょう。

そういう中で、我々の職場においても、やはり適材適所、この人間はここへは向かんな

と、こういう言葉で、例えばちょっと失敗があっても、もう物も言わず悩んで、悩んでという職員もおります。少々の失敗やったら、済みませんでした。お断りします。今度は頑張ってやりますと言う職員もおります。

私は各課の職員とほとんど話しておりますけど、大体、課長補佐ないし我々議会の立場ですから、言うのは課長、支所長、皆さん立派です。それを上手に総務課長、副町長、町長が使いこなせば人件費は安くなってくるんです。人件費が高い高いというのは、十分仕事をしてないから効率が悪いんです。

今、一部では職員が多いと言われておりますけど、私はそうじゃないと思うんです。例えば建設土地改良にしたって、この大きな広大な、ここから見れば、大山の境でしょう。あの大山の向こう側までまんこの町なんですよ。それを8人や10人でどうやって見ていくんですか。注文されるけど、うちの家の前の田んぼのあぜが崩れとる、橋のげたがちょっと傷んどる、舗装に穴があいとんじゃ見にくれと、何百カ所とありますよ。それを我々が束ねて、順番で行って、お願いに上がとんですけど。そういう中で、やはり結局適材適所、その道に合う方、合わない方を、これは前にも私申し上げたでしょう。

教育委員会教育長、教育課長、社会教育課長、分かれております。各公民館においても、本当に素晴らしい館長がおって、素晴らしい実績を残しております。今もレポートにありますけど、あれだけの行事をこなしておるわけなんですよ。立派じゃないですか、こういう出先の機関が十分に機能しとるから、町民の間から、まあ多少はあっても、不平不満が少ないわけなんですよ。

私は時々行って見ておりますけど、夏休みになったら、子供が遊びに来ております。預かっております。それは契約じゃなくして、子供が遊びにくる、町の施設ですから、誰が遊びにきても結構ですから、中学校や老人大学へ行った、それはだめです。公民館というのは、保育所から幼稚園、一般住民、全てが使える施設になっております。それと図書館なんかもありますけど、図書館無料というような法律になっとるそうです。私や知らななけど、やっぱり公設の図書館は無料で本を貸し出しなさい。

それと仲南に文化ホールがありますけど、これも条例を調べてみますと、やっぱり人口何人かに1カ所のああいう文化施設があって、そこで文化交流を楽しみなさい、いろんな方が来て講演をなささいという法律があるそうです。私知らなかったんです。あんな文化ホール、ぜいたくやないか、丸亀市民会館や善通寺もあってぜいたくやないかと言われる方がおりますけど、それはやはりそういう文化面の法律にのっとって予算の配分してやっておるそうでございます。

そういう中で、やはり適材適所、十分に合議して、我々議会の場合も、やはり3つの委員会に分かれておりますけど、改選になって次のときは一応希望を書きます。教民したい、建設経済やりたい、総務関係をやりたいというような皆さん希望言うて、大体、完全ではないですけど、そこで結局調整して、自分の希望がかなうようになっとる。だから、十分力を発揮できるんです。嫌々別の所属になっとっても、やっぱり力が発揮できないと思う

んです。

そういう点で、再度、もう合併して後、わずか、あと2年で特例債の云々と言いますけれども、恐らくこれは今の現状から見ると、景気は回復しておりますから、伸びてくると思います。そうなれば、やはり合併しておってよかったの、それが一律になると、やっぱり合併して、口車に載せられて合併して不便なところ強いられて、あの状態かと言われるか、本当に3町が一生懸命になって、多少不備な点もありますけど、今は大体大まか、デマンドタクシーもでき、光ファイバーもでき、これなんかも、やはり当時の担当職員が頑張っていて頑張って研究してつくったんですよ。それも議会と一緒にあって、そういう3人前、4人前、5人前ぐらいできる職員もおります。そういうところをやはり上から十分見て、ピックアップして伸ばしてやるのも、やはり指導者の立場とっておりますから、もうほとんどしゃべりましたから、あと町長、やるかやらないかだけ返答をお願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの御質問にお答えをいたします。

職員の配置における適材適所についての考え方を述べさせていただきたいと思います。なお、職員全体についての御質問と思いますので、異動と表現をさせていただきます。

異動の目的は二つあります。一つは組織の必要性です。退職などで欠員を補充しなければならない。昇格を行ったことにより、後任を決めなければならない。新規部門・拡大している部門に増員しなければならないと、ある程度の規模の組織であれば必ず生じることで、放置しておけば組織の維持ができなくなりますので、異動が行われるところであります。

(高木堅議員退席 午前9時58分)

もう一つの目的は人材育成でございます。人材育成のためのさまざまなメニューをつくっても、仕事が適切に与えられないと、人は育ちません。同じ仕事を長く続けていると専門能力は高まると思いますが、本人の持つ潜在能力の一部しか高まりません。本来、人は、本人も気づいていない多様な潜在能力を持っているはずで、幾つかの異なる仕事をすることで能力が顕在化し、磨かれていくものでございます。仮に将来、特定分野のスペシャリストになるにしても、若いうちに幾つかの仕事につき、多様な能力を磨いておくことは、必ず役に立つはずでございます。

それでは、何をもって適材適所の異動と判断するのか。その視点の置く位置、また適材というものをどのように定義づけるのかなどにより、その解釈はさまざまであります。現在本町では、業務リテラシー対応型研修制度の実施等を通じて職員個々の資質・特性を見きわめ、これを人事異動に活用しているほか、2年前からは異動希望制を取り入れ、職員の意欲を重視した人事異動に取り組んでおるところでございます。

突き詰めて言えば、人事異動とは、町職員という限られたパイの中での配分行為です。したがって、議員御指摘の行政能率向上という点でいえば、単に職員異動という人事管理の視点からだけでなく、業務量配分・作業効率見直しなど、業務管理の分野からのアプローチを組み合わせた総合的見地からの対応が必要であらうと考えております。また、町行

政運営の継続性という観点からいえば、人事異動そのものが町職員の育成につながるものでなければならないと考えております。

したがって、若年層では定期的な異動でさまざまな部署を経験させることにより、オールラウンド的な職員養成を志向するとともに、一定の年齢になれば、職員みずから自己適性と能力発揮を判断し、その後のジェネラリスト・スペシャリストの道を選択できるような複線型人事管理制度、異動・昇任・降任・エキスパート等の希望を申告できる自己申告制度及びそのための試験制度、また、自己啓発などの自己実現支援制度などなど、将来的には、こうした人事管理諸制度がトータライズされた、新たな人事管理システムの構築が必要であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 これも私の想像しておったような非常にわかりやすいかわかりにくいか、やはりそれはもう上から見れば適材適所云々でローテーションやるのも一つの方法でしょう。例えば水道課か何かだったら2人ぐらいは、ぱっと見れば図面見なくても、あそこの管はどれぐらいの規模で何年ごろに補修して、あそこが破裂したんやったら、その隣じゃないかというような、ぴんとすぐくるような職員もおります。その課の生き字引なんです。ということは調べる間、手間ね。水道なんかやったらぱっと蛇口をひねったら水が出る。これは当然みたいにしてますけど、それには24時間体制で数少ない職員が本当に頑張っとなですよ。我々はやっぱり監査させていただいておりますから、十分それは手にとってわかります。

ですから、そういう関係の場合は特に1人ないし2人は置く。建設土地改良なんかにもやはり、さらに健康増進、毎年ころころころ赤ちゃんが大きくなって変わってくる。お客様が相手が変わってくる。こういう場合は、まあまあどっちかいうとローテーションがあってもいいんじゃないかなと思っております。それから産業経済課なんかにしても、やっぱり農地のこと、いろんなイノシシのこと、いろんなもんがあります。ですから、ある程度1人か2人ぐらいは何月何日、こういう制度があつてやったけど、やっぱりだめだったですかと、ほんなら次はこういう対策しましょうかという点もあります。

それから、勤勉手当云々は非常に上司としてつけにくいと思いますが、例えば管理職の課長、支所長であれば、我々が見ても課長だな、支所長だな、住民から見てもそう、職員の部下から見ても、うちの課長は立派だな、うちの支所長は立派だなという方になっていただきたい、そういうふうに私は思っております。一般の住民はそういうふうに思っとなるでしょう。

ですから、ただ単に、ころころころころというのではなくして、やはりある程度の人事異動は必要でしょう、活性化を保つために。ですから、その中である程度さっきも言うたように、希望をとって、もうちょっと十分に希望をとって、管理職がおるわけですから、あの職員はうちに向かんけど、隣の部署の方がよう向くんでないかなということは、課長になればそれぐらいの把握はできるはずですよ。私はそれを言っとなです。ただ単に職員が

だめだからそろそろかえてくれと言うんじゃないんですよ。

ですから、そこを十分勘違いしないようにやっていただきたいということです。多分この質問は私、5回ぐらいになると思います。と言うたらぱっと見て話して、この職員はこういう課にはちょっと不向きだな、でも隣の課だったら力が発揮できるのかなというのを私自身もやっぱり仕事のお願いに行ったときにそういうのを感じておりますから、だから言うんであってね。ただ単に適当にぼっと見て、あれがどこでとそういう抽象的なことではないんです。名前を言えと言えは名前を挙げることはできますけど、こういう場では、やはり個人のプライベートになりますので名前は省略します。確かにあります。ですから、そういうことはやっぱりその直属の課長また総務課長、副町長なりがやっぱり十分把握してやっていただく。

それと、最近もいろいろ学校問題でなっておりますけど、今までは施設の問題、私はやっぱり学校の授業とか一般、学校の日常生活の中で、やはり以前も保育所、幼稚園は女性の担当課長を置いてみてくれんかと要望してあります。これはやっぱり一般町民から見ると、やはりほとんど保育所、幼稚園、特に小学校の低学年の場合は、お母さん方がほとんど主力になってやっております。ですから、PTAの参観日見てください。ほとんどお母さんが9割方来とるでしょう。

そういう中で、やはり上司もやっぱりそういうのを判断してね、この場合に男性職員が能力がないと言うんじゃないですよ、十分あるんですよ。でも、やはり一番打ち解けた話、女性の方はほとんど9割方が外部から町外から嫁さんに来ております。そういう中で、地域のコンセンサス、家庭内の云々というのはいろいろあるはずですよ。そういうのをやっぱり同じ女性の立場から観点でやると、私は解決がしやすいという点でお願いしとんであって、ただ男子職員はいかんというのは言ってないですよ。そういうようなところも十分配慮して新年度に向けて考えていただきたいと思いますが、これはもう最高権者である町長で結構です。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えをいたします。

三好議員さん御指摘のように、適材適所も非常に重要であるというふうに思っております。先ほどもお答えいたしましたように、若いうちにはいろんな部署を経験していただいて、その中でやはり自分が一番向いておるところ、一番自分が能力を発揮できるようところを本人さん自身も見きわめていただくし、我々も十分そういったことを見きわめ、本人とも十分相談して、本人が本当に一番力が発揮できるような、また町民のために働いていただけるような場所に配置をするように今後とも心がけてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

1 1 番、三好勝利君。

○三好勝利議員 本当に簡単明瞭にもう少し早く済ますつもりでおったんですけど、やはりここへ立つとついついやっぱり熱が入り、常に1日24時間365日間毎日考えておることが脳裏に浮かび、やはりついつい時間がオーバーしてしまいましたことを町長に対してもおわびします。

それから最後に、さっきの件で2件目の職員の件でも町長のやっぱり真摯なる答弁をいただきましたので、それでやはり職員が活性化になり仕事を発揮できると、これは行政コストが下がり町民に対する大きな行政サービスになるので、ぜひともよろしくお願いしておきます。

それでは3点目に入ります。

3点目も私がこの質問を出してからまた新聞紙上で出たんですけど、近づく米減反政策に関連して農業用水確保をどのようにして考えておられるかという質問ですけど、今日の新聞を見ると、何か減反政策をすると今の農家が何分の1かやめる方がおると。こういうのが中央でわかるとなれば、減反制度をやらなよかったんですよ。ころころころころ口先三寸で、あの東京のビルの中で考える人ばかりおるから、全然農業もしたことののないような代議士、それからまた全然農業の経験のないような人が官僚で、こうやって決めていくんです。我々たまらんですよ、末端の者は。一生懸命、中央の政策にころころ振り回されて、その上、あげくやったら、ほんならそれで従わなんだらこの補助金をカットする。弱肉強食じゃないですか、これ、どこかの国と同じじゃないですか。

そういうことでなくして、やはり国がそういう発表をしたんなら、何とかやっぱり、発表してすぐに喉も乾かんうちに何割かの農家はやめるだろう、やめるための減反撤廃ですか、これは本当に。

きのうも言っておりました。米づくりを減反撤廃して全部作付するとダーッと下がってきて、今の100という数字が40から50になるのではないかと。ただし、活性化によって品物の質向上というのは出てくるだろうと。今までは、ある方は農業に補助金政策が大きな失敗をやった。保護政策が失敗になったというふうな発表して、片方ではまだ減反を撤廃してまだやめる人がふえる。やめる人がふえるのがわかっとなら、こんなことを言わなよかったんですよ。我々どうなるんですか、末端の者は。

やはりそういう点で、これでほったる者は2割はやめる。そのうちの半分の方がやめると。ほんだら衰退するでしょう。もう荒廃になるでしょう。そういうことのないように、我々地域の者は本当にやっぱり真剣に考えて、集約農業とか水、それには、やはり水の確保が要ります。

水も、ことし、去年、おととしと3年ぐらいは十分ありましたが、この冬はまた大寒波がやってくる。大寒波がやってくると雪が降りますけど、この辺は雪が少ないです。今度、降雨量も少なくなってます。そういう中で水の確保。農地をやるやらないは個人の農家の方がある程度責任もありますけど、水の確保は、これはもう町、国、県の仕事です。個人ではどうしても賄うことはできません。

そういう中で、例えば執行者として、減反したら農家が半分ぐらいになるから水の心配はない、今のままでいけると言うのか、それとも将来的に何とか今のうちに確保しておくという考えがあるのか、その辺をお聞かせ願いたい。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えをいたします。

先ほどお話がありましたが、今日の新聞を見ておりますと、政府が米の生産調整、減反の廃止を柱とした農業再生プランを正式に発表しておりました。10年間で全農地の8割を大規模農家に集約して競争力を強化し、農業、農村の所得倍増を目指し農政の大改革を実現していくというものでございました。

今まで見てみますと、本当に農政施策につきましては、いろいろなところと変わってまいりました。特に稲作については一番振り回されてきたんじゃないかなと、このように思っております。そのような中で一番困るのは農家の人自身でございます。今後はもうきちとした政策を立てて魅力ある農業施策をしていただきたいというふうに私も思っております。

そのような中で、全国的に見ますと、水稻作付等の農業生産の形態が変わり、水稻栽培の面積の増加が予想されております。

しかしながら、きのうの香川県議会の答弁で県は2018年度に生産調整、減反が廃止された場合、県内の水田約1万6,000ヘクタール以上の中の2,000ヘクタールが減少するとの見通しを示しておりました。香川県では5年から10年で小規模農家が22%減っていることや、農業者の平均年齢が70歳に迫り後継者も不足しているような現状の中で、全国的には米の流通量がふえて市場価格が下がることに加え、また減反に協力する農家への補助金廃止も影響し、減収による経営難で離農者の増加が見込まれるのではないかと、そのように答弁がございました。

限られた財源の中で、食糧生産に不可欠な農業用水等々確保していくことは、計画的かつ効率的な農業用水の整備とともに、ライフサイクルコストの低減の観点から、予防対策による施設の長寿命化等を図ることが今後とも必要であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君。

時間が大分押しておりますので、端的に質問をしてください。

○三好勝利議員 時間が十分あると思うんですけど、本当に時間が迫っておりますので、何か後ろから業者に追っかけられとるような夢ばかり見るんですけど、例えば集約農業であろうが何であろうが、水は絶対に要るんですよ、水は。まんのう町の何百ヘクタールということを1人が管理しても、水の量は変わりません、これは。それを私は提案したいのであって、中央政府も何千億というところから毎年、農林省の補助金をつけております。それがついたら次の年もまたくれる、次の年もまたくれる。それだったら基盤整備をするなり、農業の集約的な機材を配置するなりやることはあるはずですよ。それをやはり農業

経験のない人ばかりが考えるから、このような結果になるんです。

ですから、我々、職員の方も議員の方もほとんど8割、9割の方が農業の経験を持っておりますので、そこら辺ひとつ考え直して、最後の答弁よろしくお願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

水資源の確保につきましては、農業だけでなく、全ての生活において極めて重要でございます。

しかしながら、水資源の確保となりますと、まんのう町だけでは困難でございます。先を見据えて関係団体はもとより、県、国に対し自己水源確保の観点から、県が主体性を持って周辺市町との連携を図りながら事業を推進していただくように、これからも強く要望してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方の御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 本当にもう時間が迫ってまいりました。町長もいろんな経験を持っておりますので、十分指導していただきたいと思えます。

ただ、まんのう町を大きく分けても、一部地区においては自己水源の確保に本当に努力して逆上ポンプとか伏流水の利用とかをやってる地域もありますので、十分参考にしてください。

以上で終わります。

○大岡克三議長 以上で、11番、三好勝利君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、大西樹議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

9番、大西樹君、1番目の質問を許可いたします。

○大西樹議員 皆様、おはようございます。9番、大西樹でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

1問目は、町単独補助金の一般森林整備補助への加算について御質問をさせていただきます。

日本は国土の7割が森林に覆われた世界有数の森林国で、日本人は古くから森の恵みを受けて生活をしてまいりました。

例えば私たちにとって、森林は資源としての木材の生産やキノコなどの林産物を生産する場となっています。また、土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保安など、私たちが安全で快適な生活を送ることに欠かせない多くの環境保全機能を果たしております。

そして地球温暖化防止が課題となっている現在は、森林が二酸化炭素を吸収、固定、貯蔵することによる地球温暖化防止機能が大きな役割を担っています。森林はさまざまな機能を持っているため、これを森林の持つ多面的機能と呼んでおります。

そして私たちは森林の持つ多面的機能により、さまざまな恩恵を受けております。そのため、公益的機能とも呼んでおります。

森林に降った雨や雪など雨水は、すぐに森林から流れ出ることなく土壤に浸透し、ゆっくりと流れ出します。このため洪水や渇水が緩和されたり、澄んだ美しい水を私たちに供給してくれております。この働きのことを水源涵養と呼んでおります。

森林の表土には落葉落枝など多くの堆積物があり、そこに多くの土壤生物が生息し、堆積物を分解しております。土壤生物の働きにより、森林の土壤は孔隙と呼ばれる大小無数の穴を持つスポンジのようになっております。そのため、雨水を速やかに地中に浸透させる働きがあり、この機能により雨水はゆっくりと河川に流れることから、洪水や渇水が緩和されております。そのため、森林は緑のダムとも呼ばれることがあります。

また、雨水が地中に浸透する過程で、水をろ過したり化学物質を吸い取って水を浄化しています。さらに、岩石の間を通ることによりミネラル分を含むようになり、いわゆるおいしい水を私たちに提供してくれております。

森林は表土が落葉落枝などの多くの堆積物で覆われており、草や低木など生えているため、雨水などによる土壤の侵食や流出が抑えられております。森林と裸地と比較した場合、土砂が流出する量は、森林では裸地の150分の1という報告もあります。

森林は陸上の動植物の8割が生息しており、草原などと比べてはるかに多くの種類の動物が生息しております。それゆえ、森林は生き物の宝庫と言われております。森林は天敵から身を守るための隠れ家となり、木々により日陰ができるなど、生きやすい環境となっているからです。

森林は遺伝子や生物種、生態系を保全する機能を持っており、これを生物多様性の保全機能と呼んでおります。地球温暖化をもたらす過剰な二酸化炭素は、森林は光合成により吸収し、貯蔵しています。日本の森林が吸収する二酸化炭素は年間1億トンで、これは日本における二酸化炭素排出量の約8%を占めておるところでございます。国内の全自家用車の排出する約7割に相当します。

ここで紹介いたしました機能は、森林の持つごく一部の機能でございます。このほかにも森林はさまざまな機能を持っているため、多面的機能とも呼ばれております。まんのう町には香川県唯一の一級河川でもある土器川の源流を有しており、日本一のため池であるまんのう町もあり、総面積の約7割を林野面積が占めていることから、非常に森林の恩恵を受けていると考えられます。

しかしながら、放置され荒廃した森林が増加しております。木材価格の低迷により林業の採算性が悪化し、森林所有者の森林整備意欲が減退しています。まんのう町の森林所有者の所有規模は1ヘクタール未満の零細な所有者が全森林の大半を占めております。このような森林所有者は、採算性の悪化に伴い所有者が整備意欲を喪失していたり、地元に住んでいない所有者が多くを占め、森林活動に関心の薄い所有者が増加をしています。

県が実施した森林、林業に関する知識調査によりますと、所有者の8割がその所有森林

の整備をしないとの回答をしております。最近ではその割合も増加をしていると想定されることから、現行の補助制度では林業所有者に整備が進むのを期待するのは困難であると考えられます。

このような状態から、手入れが行われず放置すれば森林の再生が手おくれになるとともに、近年の降雨量の増大、梅雨前線などに伴い、集中豪雨の被害が目立っていくようになりました。いわゆるゲリラ豪雨であります。一度豪雨になれば、森林整備のできていない森林は土石流が発生し、森林が崩壊され、大きい災害が発生すると考えられます。こうしたことを食いとめるために森林整備が急務となっております。

まんのう町は森林整備の補助金を平成18年に10%から5%上乘せし、町単独として15%になりました。その結果、国庫補助、県補助、町補助を合わせまして93%になっています。

しかしながら、補助金を上乘せして7年が過ぎようとしているにもかかわらず、民有林の森林整備が依然として進んでいないというのが現状でございます。このことを踏まえまして、まんのう町の森林整備についてどのように考えているのか、また森林整備の補助金の取り扱いをどのようにするのか、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西樹議員さんの町単独補助金の一般森林整備補助への加算についての御質問にお答えをいたします。

まんのう町の面積の約7割、1万3,360ヘクタールが森林であり、国、県の補助、また町も上乘せ補助を行い、造林事業等森林整備を推進しておりますが、広範囲であり十分な整備ができていないのが現状でございます。

町内の香川西部森林組合、仲南町森林組合において森林整備に御努力をいただいております、23年度には間伐事業として約112ヘクタールを実施しております。そのうち木材搬出量は約650立方メートルでありました。また、24年度には約106ヘクタールの間伐と約327立方メートルの搬出を実施しており、用材については、徳島県三好木材センター、高松市のかがわ木材加工センターへ搬入をしており、本年度も造林事業等に積極的に取り組んでいただいております。

平成21年度から、国において実施されました森林・林業再生事業の所有者負担のない間伐事業を活用して造林事業が行われてきましたが、平成24年度からは所有者負担が必要となり、今後の森林整備が懸念をされております。

しかしながら、大西議員さん御指摘のように、森林の持つ水源涵養など多面的・広域的機能により、私たちは多くの恩恵を受けておりますことから、森林整備の重要性は言うまでもありません。

町といたしましても、県、森林組合と連携し、搬出間伐、作業道の開設など造林事業推進のため、引き続き上乘せ助成を行うとともに、助成率アップについても、厳しい財政状況ではありますが前向きに検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い

いたします。

○大岡克三議長 9番、大西樹君。

○大西樹議員 町長の答弁で前向きに検討しますとおっしゃっていましたが、香川県の現在におきます香川県の中で、まんのう町がどういう状況かをちょっと私、紹介したいと思います。

香川県には二つの林業事務所がありまして、西部と東部で分けられます。西部は坂出から西の5市5町を管轄して、そして東部は高松から東の3市1町を管轄しています。一部島がございますが。そして各市町の上乗せ補助を見てみますと、私どもまんのう町が15%、綾上町が15%で、5市5町ありますが、この2町だけが上乗せをしているわけでございます。

片や、東部林業所管轄では3市1町がありまして、全てで補助金が出ております。その詳細を申しますと、高松市で17%、東かがわ市で17%、さぬき市で17%、三木町に至りましては22%という、もう100%ということです。所有者負担ゼロというような話でもあると思います。

そうした中で、こういうことを今言いましたが、町長はこういう数字を聞いて、15%といったら香川県でも一番低いというような形になっておりますが、どうお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えをいたします。

水源の確保や自然環境の保全など、森林の整備は大変重要だと考えております。

そのような中で、造林事業に所有者が取り組みやすい制度となるよう、ただいま他の市町村の状況も教えていただきましたので、そういった状況からも補助率アップについて前向きに検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大岡克三議長 9番、大西樹君。

○大西樹議員 補助率アップにつきましては、よろしく願いいたします。

そして、これに関連しまして少し申したいのですが、本年9月26日、27日、高知県大豊町で全国水源の里シンポジウムが開催されました。このシンポジウムの趣旨は、全国の水源の里イコール限界集落の活性化を図るということです。香川県では唯一、我がまんのう町もこの趣旨に賛同して、シンポジウムに参加したわけでございます。

こうした過疎化や高齢化の影響は森林整備にも大きくかかわってまいっております。このシンポジウムの理念であります「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」に基づき、流域間の交流、連携を通じて水源の里の活性化を行うのが森林整備への早道ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再々質問にお答えいたします。

大西議員さんからお話がありました水源の里のシンポジウムでございますが、議員さん

と一緒に私も参加をさせていただきました。水源の里の理念であります「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」、本当に素晴らしい言葉と思っております。それを実践できるように、これからも力いっぱい頑張ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○大岡克三議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

9 番、大西樹君。

○大西樹議員 それでは、2 番目の質問に入らせていただきます。

町長の3年8カ月間の行政運営の感想及び次期町長選への出馬の意向について質問をいたしたいと思います。

町長は8年ほど前、3町合併による新しいまんのう町ができた際、初代町長に当選されました。その後、新しいまんのう町に夢のあるまんのう町をつくろうと平成20年にまんのう町総合計画を策定し、10年後の将来像である「元気まんまん まんのう町～改革と協働、輝きのまち～」の実現に向け、三つの基本目標、七つの政策目標を挙げ、誰もが住みよい、住み続けたいまちづくりを進めてこられたと思います。

しかしながら、現在も続く少子高齢化や人口減少、先行き不透明な景気や生産人口の減少により、地方財政はさらに厳しさを増し、町財政においては町民の多様なニーズへの対応や山積するさまざまな政策課題を的確に把握し、迅速に解決していくことが急務だと考えられます。

町長におかれましては、これまでも多くの町民からの信頼を得られ、誠実かつ実行力があり、すぐれたリーダーであることは誰もが認めることであります。町長として2期目も平成24年に前期基本計画が終了し、今期から後期基本計画に基づいて行政運営をしている政策半ばではありますが、この3年8カ月の政策について感想及び反省点をお聞かせください。

また、次期町長選への出馬の意向について考えや思いを伺いたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西樹議員さんの町長の4年間の行政運営の感想及び次期町長選への出馬の意向についての御質問にお答えいたします。

新生まんのう町の町長に就任して以来、早くも2期8年が経過しようとしています。2期目の4年間を振り返ってみます。

まず最初に、PFI事業で取り組みましたまんのう町民体育館内壁破損事故に関しましては、町民の皆様、議員の皆様方に大変御心配、御迷惑をおかけし、まことに申しわけなく思っております。この事業は、県下で初めての本格的な新しい形のPFI事業として注目をされておりましただけに、甚だ遺憾であり、まことに残念でなりません。

現在外部の第三者、高知工科大学の中田先生を中心とした調査委員会で原因究明、調査、

検証を行っているところでございます。町執行部といたしましても、町議会ともどもに協力し、できるだけ早く町民の皆様が納得のいく健全な状態となるよう頑張っており、まいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、引き続き行財政改革、職員の意識改革に取り組むと同時に、徹底した歳出の見直しと職員のコスト意識高揚を図り、実質単年度収支の黒字化に取り組んでまいりました。

実質単年度収支につきましては、毎年黒字となり、財政調整基金は合併当初11億円ではありましたが、25年度末の予想では42億1,000万円となりました。また、職員数の管理は、集中改革プランの設定値より前倒しで進んでおります。今後一層の行財政改革、財政基盤の強化に努めますとともに、職員力の向上、人材の育成に努めてまいります。

安心して暮らせる地域社会形成を目的として、見守り・声かけ・ほっと安心事業を、また、医療費の節約を目指した医療費適正化事業も着実に成果を上げておるところでございます。

交通弱者の足の確保対策といたしましては、あいあいデマンド乗り合いタクシーの本格運行を実施し、町民の皆さん方から大変喜ばれております。

中讃圏域中核生きがい施設整備事業では、生活習慣病の予防と改善を目的とした簡単フィットネスで町民の健康増進に努めております。同時に各公民館の健康器具の充実を図り、公民館利用者からは好評を得ております。かりん健康センターの完成も若いお母さん方から多くの喜びの声をいただきました。大川山山頂のまんのう天文台は、来年4月の一般公開に向けてデータを収集いたしておるところです。

教育環境の整備につきましては、町内の各園舎・校舎の耐震改修、空調設備の整備につきましては、順調に進めております。仲南地区の幼保一元化の幼児教育施設につきましては、造成工事、実施設計が現在進んでおるところでございます。今後は四條・高篠小学校の増築、大規模改修、空調設備の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、全国に先駆けての35人学級制、土曜日の英数塾、教師の資質の向上を目指した教師塾等を実施してまいりました。

平成20年3月に国指定の史跡となりました中寺廃寺跡の整備計画は、登山道等の周辺環境施設整備も順調に進み、本年度完了の予定でございます。

商工業の振興では、プレミアム商品券の発行事業、商工会館新築、そして高齢者等買い物支援事業が本年度からスタートし、移動出前販売を実施しているところでございます。また、中四国で初めての街路灯省エネLEDの照明導入計画も現在着実に進んでおるところでございます。

しかしながら、大西議員さん御指摘のように、まだまだまんのう町内、問題は山積をしております。継続した取り組みも必要であろうと考えております。町民の皆様方の御理解と御支援をいただけるのであれば、これまで培ってきた経験と人脈を生かし、引き続きまんのう町のかじ取りをさせていただきたいと考えております。

まんのう町に生まれ、このまちで育った私にとって、まんのう町は何物にもかえがたい、

かけがえのない大切なふるさとです。「元気まんまん まんのう町～改革と協働、輝きのまち～」実現に向けて、これからも渾身の努力を傾注してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 9番、大西樹君。

○大西樹議員 ただいま町長に答弁をいただきましたが、総括してみますと、自分なりに精いっぱい進んでこられたことと思います。今後もさまざまな課題が山積をしておりますが、まんのう町のリーダーとして町民のために全力を尽くしていただくことを期待しております。

また、今の答弁の中で、次期選挙につきましては出馬の意向があると捉えましたので、頑張っていたきたいと、このように思っております。

終わります。

○大岡克三議長 以上で、9番、大西樹君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で11時00分まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、田岡秀俊議員の質問は包括方式での申し出があります。

2番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問させていただきたいと思います。

6次産業の推進とまんのうブランドの開発をということでございます。

6次産業とは、地域資源の活用として、1次産業である農林水産業の分野が担っていた原材料の生産、供給を、それだけではなく、みずからあるいは連携して加工、流通や販売に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すことであります。

まんのう町の基幹産業は1次産業の農業であることは紛れもない事実であります。

しかしながら、ここ数年、少子高齢化による担い手不足などにより、遊休農地そして耕作放棄地が非常にふえております。また、TPPの行方、そして先日、政府は5年後をめどに米の生産調整、いわゆる減反廃止を決定し、今後ますます農業を取り巻く環境は厳しくなることが予想されます。

稲作においては、圃場整備による大規模化、集約化を推進し、また規制緩和による企業の参入を促すなど、さまざまな取り組みがなされておりますが、なかなか進んでいないのが現状であります。

そのような中にあり、まんのう町の農業を元気にする一つの方法として6次産業化の推

進、そしてそれによるまんのうブランドの開発は欠かせないものと考えます。

平成20年、農商工連携推進法、そして平成23年、六次産業化法により、国も支援措置を整えております。前者は主に金融支援による農（1次産業）、工（2次産業）、商（3次産業）の連携を促すものであり、後者は農業従事者が加工、流通、販売までを手がけることによる多角化をできやすく支援するものであります。

そこで、我がまんのう町の現状と今後について次のことを伺いたいと思います。

まんのう町の農地面積、耕作放棄地の面積、耕作放棄地を解消する取り組みについて、そして6次産業の推進、まんのうブランド開発の取り組みの実態、そして行政としての支援と課題等についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡秀俊議員さんの6次産業化の推進とまんのうブランドの開発をという御質問にお答えをいたします。

御承知のように、まんのう町の農業は米麦を中心に野菜との複合経営が主となっております。25年産の水稻につきましては1,039ヘクタール、麦については181ヘクタールの作付となっております、野菜についてはブロッコリー、タマネギ、ニンニク、アスパラなどの作付が行われております。

30アール以上の規模の農業や露地野菜15アール以上の栽培などを対象とした経営体の調査をしている2010年農林業センサスによりますと、対象経営体1,783、経営耕地面積は1,680ヘクタール、そのうち田が1,443ヘクタールとなっております。

経営規模別に見ますと、0.5ヘクタール未満が506経営体、0.5から1ヘクタールまでが904経営体、1から2ヘクタールまでが288経営体、2ヘクタール以上が85経営体となっており、約8割が1ヘクタール未満の農家となっております。

また、増加傾向にある耕作放棄地は268ヘクタールとなっております。耕作放棄地につきましては、農業委員さんにより所有者への草刈りの指導や賃貸のあっせんなどを行っております。しかし、農業従事者の高齢化、農家戸数の減少や米価を中心とした農産物価格の低迷などから、耕作放棄地や不作付地などの遊休農地が増加傾向にあります。

耕作放棄地の解消につきましては、規模拡大志向農業者への情報提供や集落営農による地域での取り組みの推進、また耕作放棄地再利用緊急対策事業の活用などにより解消を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金、農地・水保全管理交付金事業を活用した地域での共同活動の中での耕作放棄地解消への取り組みも推進していきたいと思います。

6次産業化、農商工連携といたしましては、合併前から仲南地区でヒマワリの栽培を行い、種の収穫、搾油作業、ヒマワリ油の販売、さらにヒマワリコロッケの開発など、生産、加工、販売に取り組まれており、ヒマワリドレッシングやヒマワリ石けん、おひさまマドレーヌなど、企業とも連携し、商品化されております。現在もヒマワリを使った商品開発を関係機関や企業との連携により研究いたしております。

また、羽間地区で古くから栽培をされております、羽間イチジクは、生食でもおいしく

有名ですが、おいしい羽間イチジクを年中味わってもらうために、羽間いちじく生産加工組合により、イチジクジャムやイチジクドリンクが商品化されております。

また、町木のカルンにつきましては、町を介して生産者会が東京の化粧品会社と連携し、化粧品会社が製造しているカルンの化粧水の原料として種を出荷いたしております。

6次産業化や農商工連携を図る上には、生産組織体制の確立、生産量の確保、販路の確保が重要となります。このため、補助事業の活用、かがわ農商工連携ファンドの活用など県やかがわ産業支援財団とも連携して関係機関、企業との調整を行うなど、町として組織の育成や面積拡大などの支援を行い、地域農業・経済の活性化を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 2番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 町長のほうより答弁いただきましたけれども、先ほどの三好議員さんの質問の中でも出てきましたけれども、これから今後減反政策とかそういう方面で政府のほう、進んでおります。そういう面で、これから農業のほうは疲弊していくであろうということ、お話がございました。

そこで、今の町長の答弁の中で、まんのう町の耕地面積1,680ヘクタール、耕作放棄地が268ヘクタールですか、約16%ということですね。そしてこれ、全国的には耕地面積が459万ヘクタール、耕作放棄地が約40万ヘクタール、香川県の面積の2倍以上が耕作放棄地となっておるという現状です。全国平均にしますと8.6%ですから、その倍ぐらいの耕作放棄地がまんのう町には存在するという現状であります。

そこで、農家の所得をいかに上げるか、疲弊していくであろう農業をいかに支えていくか、これ一番重要な問題だろうと思います。政府のほう、TPPの交渉もきのうですかね、年内には妥結ができなくて持ち越しというふうな形になったようであります。なかなか日本国内では、7割が森林、山林であるというところでは、なかなかアメリカとかオーストラリアに対抗するのは難しいということは当然でありますけれども、日本においては農家1戸当たりの農地面積は約2ヘクタール、アメリカの90分の1、オーストラリアの1,500分の1ということです。農業従事者の平均年齢も66歳ということを考えますと、なかなか今後の農業は本当に厳しいのではないかというふうなことを思います。

そこで私が今回提案するのは、この6次産業化ということです。

耕作放棄地、非常にふえておりますし、今後もふえていくであろうということは容易に予測がつきます。そこで、やはり6次産業の取り組みをできないかという今回の提案であります。もちろん6次産業、1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業の6次産業、1足す2足す3という言い方もありますけれども、それは連携ということで、今は農業者が全て従事するという方法のほうがより農家にとっては元気が出る、所得が上がるという考えが主体となっておりますけれども、6次産業、メリットとしては、やはり作物のブランド化、中間コストの削減とか雇用の創出とかさまざまなことによりまして、農業者の所得の向上を図るというメリットはあります。

そしてデメリット、リスクですけれども、やはり初期投資がかなりかかるというふうなこととか法人化をしなければならないとか、加工に携わるということで、衛生面での厳格な管理が必要というふうなこともあります。全国的にもさまざまなところで取り組んでおります、これは。

近くでは四国の例を見ますと、私、前回の一般質問の中でも紹介しました徳島県の上勝町、これは葉っぱビジネスということで、料理のつまものですけど、全国シェアが8割以上というふうなことで、年商が2億5,000万円、80歳以上のおばあちゃんが1,000万円以上稼いでおるという事実もございます。そしてまた高知県の馬路村では、ゆず商品。ごっくん馬路村とかそういうドリンク剤とかそういうので、通販も含めて年商が30億円と言われております。このあたりは、もう全国的なブランドというふうな形になっております。

そういう取り組みを今後ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思うわけであり。今申しました耕作放棄地で6次産業の取り組みをできるのかどうかというところをちょっと焦点を絞って、産業経済課ですかね、課長さんもベテランで優秀な方でありまして、産業経済課ということで、商工業者、商工会、それから農業委員会、農業者の橋渡し役というふうなところを担っておると思いますので、そのあたりの連携のぐあい、今後の取り組みをちょっとお聞かせいただけたらと思いますけど、よろしくお願いします。

○大岡克三議長 産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 田岡議員さんの再質問にお答えいたします。

今申されましたように、耕作放棄地の6次産業化ということでございますが、耕作放棄地調査等につきましては、農業委員会のほうで実施しております。また、先ほども町長答弁がありましたように、農業委員会のほうであっせん等も含めてやっておるところでございます。

ただ、今申されました6次産業化に結びつけるということにつきましては、なかなか6次産業化につきましては、生産者の意欲の問題、また安定的な生産量を確保するための農地や施設の整備等資本が必要となってきました。そういうことで、生産された商品の販売先の確保なども出てこようかと思いますので、今申されました農業委員会、またそれから県のほうの支援策等も含めまして、その後、農商工連携の関係で、6次産業化の関係につきましても、県のほうでもマッチングのところもございますので、そのあたりを活用しながら商工業者の方ともマッチングしながら進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、組織的なものが大変必要かと思います。耕作放棄地の関係、地域の中で話し合いをしていただいて、それで生産組織といいますか、法人等の中でそういうふうな取り組みもしていただいて規模も拡大してやっていただかないと成り立っていかないのかと思っておりますので、その点もよろしくお願いいたします。以上でございます。

○大岡克三議長 2番、田岡秀俊君、再々質問を許可いたします。

○田岡秀俊議員 産業経済課課長のほうから答弁いただきましたけど、橋渡しの役割を担って商工業者と農業者の連携をぜひ取り組んでいただきたいと思います。

きょうの四国新聞にも大きく載っておりました。10年間で、国ですけど、全農地の8割を大規模農家に集約して競争力を強化というふうな記事が載っておりました。この中で一つの目玉として、国のほうでも生産者が加工や流通も手がける6次産業化を推進し、20年までに国内市場規模を10兆円に増加させるということをうたっております。6次産業化、国のほうもそういうふうに進んでいくということです。また、農地に関しましては、農地中間管理機構というところで活用して農地の集約化を図っていくというふうなことも言われております。

先ほど課長のほうが申されました部分で、やはりこれも11月22日の新聞記事なんですけれども、農業が疲弊してもういかんいかんというふうなことが載っておりますけれども、その最後のところで、やはり意欲のある農業者もいるんですね。品質を高めれば減反廃止も気にならないというふうな、やはりプラス思考で取り組んでいくというのが一番大切なことだろうと思います。そういうやはり意欲のある人には十分な支援をしていくということが非常に大切なことであろうと思っております。連携という面については、先日ＪＡと日本経団連が連携をするというふうな記事も載っておりました。

それと、まんのう町におきましては、北と南、南北に非常に長いまちということがありまして、現在も人口もそうですけれども、北の高篠地区、四條地区においては非常に人口がふえておるという現実、逆に山手の琴南地区なんかは特に人口減が激しいと。これは過疎化の問題ですけれども、やはりその格差をいかになくしていくか、まんのう町にとって均衡ある発展を遂げていくかということが非常に大切なことであろうと、今後の課題であろうと思っております。

そういう面でも、やはりまんのう町、特に南部地区のやはり活性化という面におきましても、やはり今の耕作放棄地を利用した6次産業化というのは、これから考えていかなければならないことだろうと。それにつきましては、先ほど申しました上勝町なんかの取り組みでしたら、葉っぱビジネスなんかでしたら、物すごくお年寄りとか女性の方が物すごく元気なんですよね。もうそういう方が中心で、そういうビジネスに取り組んでおるということで、元気になるというのは何がええかといったら、医療費の面にも反映してくるといこともあります、過疎対策ということで。そういう面で、高齢者、女性の生きがい探しということも今後の大切なことであろうというふうに思っております。

それで最後ですけれども、まんのう町の総合計画の中にも6次産業化、それから、まんのうブランドの開発ということで数値が挙がっておりますけれども、最初の20年度の計画では、ブランド農産物加工品の開発、これ現況値が2で平成24年度、昨年度ですね、目標値5というふうな最初の目標はなっておりますけれども、後期計画、昨年策定したところでは、まんのうブランド、19年実績ゼロ、23年度実績ゼロ、29年度目標5というふうな数値になっております。なかなか現在までには取り組めてないという、先ほど申

されましたように、ヒマワリとかイチジク、カリンとかソバとかそういう面では取り組みが進んでおるようですけれども、やはりより一層そういう面の取り組みをぜひ今後、リスクもそれは当然何をするにしてもあります。でも、連携と農業従事者の所得の向上ということは本当にこれから必要なことだろうと思いますので、そのあたりの取り組みをぜひお願いいたしておきまして、私の質問、終わりたいと思います。最後何かありましたら、よろしくをお願いします。

○大岡克三議長 産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 田岡議員さんの再々質問にお答えします。

先ほど申されました農業に意欲のある方の支援という部分につきましても、今回、人・農地プラン等につきましても、町全体に広げていきたいということで進めております。そのような中で担い手となる中心となる方々の位置づけ、またその方々に対する支援ということも今後検討していかなければならないと思っております。

また、山間地域におけますブランド・6次産業化につきましても、ソバ栽培につきましても、いろんな仲南地区、琴南地区でも行われておりますし、そういう地域性のあるもの等につきましても、今後検討して進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 以上で、2番、田岡秀俊君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、川西米希子議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

1番、川西米希子君、1番目の質問を許可します。

○川西米希子議員 それでは議長のお許しをいただきましたので、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

一つ目の質問は空き家対策についてです。

まず、撤去そのものを視野に入れないと解決に至らない使えない空き家について質問をいたします。

総務省による住宅・土地統計調査によると、5年前の平成20年度時点で、空き家と思われる家屋がまんのう町内に総数300戸あるとの結果が出ています。想定数であり、あくまでも外観目視調査ということですが、予想をはるかに超える多さに驚きました。5年前の調査ですので、今年新たに調査をしていますが、結果発表は来年になりますとお聞きいたしました。

私の周辺だけで言えば、前回の調査から明らかに空き家はふえています。台風や地震により、いつ倒壊するかわからないような危険な空き家もふえていると感じます。廃屋になる前に打つ手はなかったのかと思うところではありますが、1年半前の田岡議員さんの質問に対して、憲法第29条、建築基準法第10条、仲多度南部消防組合火災予防条例24条、環境美化条例をもってしても対応が困難であるとの見解が示され、所有者を調べて特定できれば町のほうでその方に進言してみますと、現状ではこれが限界だと感じました。

空き家問題はどの自治体もが抱える問題であり、独自の空き家対策条例を制定する自治体もふえてきています。解体費用の一部助成や土地・家屋の所有者が適正管理の命令に従わない場合、名前を公表したり、所有者に勧告しても改善されない場合は行政が解体を行い、その費用は所有者に請求ができる代執行を行っているところもありますが、代執行を行っても費用の回収ができないなど、自治体だけの対応では限界があるようです。現在空き家に関する法整備を国が行うよう審議がなされているようですので、成立後の法案の見直しを受けて考えていかなければならないと思います。

しかしながら、関係条例等の整備の是非と廃屋に関する施策とその有効性、実効性につきましては、今後調査検討を重ねてまいりたいと考えているとお答えになりました。また、廃屋除去に要する補助金の創設とか不動産を自治体に寄附させることにより解体費用を公費で負担するという手段をとるところもある。現在の法制度で行政のとり得る対応としては、このあたりが限界と思われる。また、実施には公共福祉という名目のもと、緊急回避的な代執行も含め、相当の費用を支出しなければならない。住民理解が得られるかどうかは鍵になると考えている。大変厳格な運用が必要となってくる。このあたりのところを精査しながら本町としてはどのように対応していったらいいのか、今内部で検討を進めているとお答えにもなりました。

そこで、最初の質問をさせていただきます。

一つ、条例の制定は事後的な解決だけではなく、所有者の管理意識を高める意義もあると言われていますが、条例等の整備についての精査、検討はどのような結果に至ったのでしょうか。

二つ目、災害はいつ起こるかわかりません。防災対策の観点から、まずは老朽化が著しく、倒壊した場合に不特定多数の人の避難経路を防ぐ、警察・消防・救急車両の通行が不能となることが予想される場合に限ってでも補助金を出す、または解体費用の一部を公費で負担するなどの施策を行い、一つからでも住民の皆様の安心・安全対策につなげることはできないでしょうか。

以上2点について、御答弁よろしく願いいたします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの空き家対策についての御質問にお答えをいたします。

川西議員さん御指摘のように、空き家問題は多かれ少なかれ、どの自治体も抱える問題でございます。少子高齢化の進展により、空き家の増加は必至であると見込まれています。これらの空き家が所有者により適正に管理をされていれば特段の問題はありません。また、利用可能な空き家については、新たな利用者を見つけることも可能です。本町といたしましても、空き家バンクなどの取り組みを図っているところでございます。

ここで問題となる空き家は、適正な管理がなされず、老朽化し、周辺に悪影響を与えるおそれのある空き家が問題であり、現在の法制度の中では、危険な空き家でも適正管理を命令したり強制的に撤去させたりとの処分がスピーディーに行われないため、独自に空き

家の適正な管理に関する条例を定めて取り組む自治体がふえてきております。今までにも、環境・防犯・景観関連の条例の一部として空き家を取り扱うものがありましたが、平成23年以降は、空き家問題に特化した条例が制定される例がふえております。

条例制定の契機として、市街地での事故であったり観光地域での景観であったり、それぞれ必要に迫られたものであり、おおむね撤去の勧告、命令、公表を盛り込んだものであり、代執行の規定を盛り込んだものもあります。

しかしながら、実際には代執行まで行っている例はまれであると言われておりますし、もしも代執行を実施した場合でも、経費の徴収、その正当性を争う裁判なども想定されることから、実効性のある条例と言うには疑問が残ります。なお、御質問の中でも言われたように、国において空き家に対する法整備の審議が行われているとの報道もありますことから、これらも踏まえて、条例の制定については慎重に検討を行いたいと考えております。

また、撤去費用の一部公費負担についての御提案もいただきました。

本来、原因者が負担すべき費用を原因者の不誠実を理由として公費で賄うことに住民の理解が得られるとは思いません。あわせて、空き家数の増加により、将来的にはどれほどの負担となるか予想できないことから、町の単独での公費助成は難しいものと考えております。以上でございます。

○大岡克三議長 1番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

今ほどの町長さんの御答弁の中にもありましたけれども、国では空き家を自主的に撤去した場合に固定資産税を軽減する、また市町村に空き家に立ち入る調査権を与える、こうしたことを盛り込んだ法案の成立を目指しているとお聞きしております。急がれるところです。

自治体先行で条例を制定し、対策に取り組んでいるところもありますので、まんのう町としても本当に危険な空き家が何軒あるのか、町民生活にどのような影響を与えているのか、災害時には危険な空き家によって周辺にどのようなさらなる危険や影響があると考えられるのか、打てる手だてはあるのか等、町民の生命と命を守る自治体としては平時の今、把握しておくことも大切であると思います。国の動きに連動して速やかな次の一手が打てるように要望して、再質問に移ります。

次の質問は、利用可能な空き家について質問をいたします。

一つ目、香川県在住交流推進協議会と連携をして大都市での移住イベントに参加し、まんのう町への移住を呼びかけ、情報提供を行っているところであるということでしたけれども、その後は継続した活動となっているのでしょうか、手応えのほうはいかがでしょう、これが1点です。

もう1点、香川県が香川県版空き家バンクを作成中であり、これにより空き家情報のアクセスもふえ、問い合わせも増加すると思うとのことでしたが、平成21年4月からの空き家情報登録制度の利用者についての登録者数、入居数、問い合わせ件数等をお尋ねいた

します。

○大岡克三議長 企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 川西議員さんの再質問にお答えをいたします。

香川県移住交流推進協議会は、年間４回程度、東京、大阪などで移住イベントを開催しております。本町では、毎年２回程度このイベントに参加をしております。直近では、本年１０月２６日、大阪、難波御堂筋ホールにおいて、中四国９県が開催しました中国四国もうひとつのふるさと探しフェア in 大阪に参加しました。香川県のブースでは、県全体の地域情報、交流情報の相談、就職情報、医療関係就職相談を行い、県下では、本町のほか、高松市、観音寺市、さぬき市、多度津町、土庄町が参加し、３７組４８名の方がお越しになりました。手応えとしましては、東日本大震災以降、特に安全な土地への移住希望のニーズは拡大しておるというふうに考えております。

２点目につきましては、香川県では、平成２４年９月２８日に香川県全域の空き家情報を提供する専用サイト、かがわ住まいネットを開設し、事業者が収集する空き家情報、市町村が収集する空き家情報を提供しております。

お尋ねの平成２４年４月以降の空き家等情報登録制度の利用者数につきましては、空き家の登録件数が７件、利用希望者の登録件数が３０件、実際の入居者数が４件となっております。問い合わせ数につきましては集計をとっておりませんが、問い合わせのあった方の８割程度が登録をいただいておりますので、４０件程度はあるものと考えております。なお、空き家バンクの成約により、町が把握しております限りでも４組１１名の方が新たにまんのう町に移住しております。以上でございます。

○大岡克三議長 １番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

続きまして、再々質問に移ります。

ふえ続ける空き家に対して、いろいろな情報や御意見が私のところにも寄せられております。そこで、まんのう町においては年間にどのくらいの通報や要望が町に寄せられているのかと先日お尋ねしたところ、一つの課だけではわかりませんと、現在は利用できる空き家情報は企画政策課、また子供たちに関したことや子供たちの通学路に危険が及ぶと考える場合には教育課に、防災に関することなら総務課に、犬猫が住みついて困る場合には住民課というふうに、町民の方がそれぞれに自分がここが空き家に関しての窓口だと考えるところに通報しているようです。

それぞれの課がばらばらに対応しているために情報が分散化され、町としては一括した空き家に対しての情報収集ができていない。町民としては、ややこしい限りです。窓口の一本化も必要なのではないかと思えます。ふえ続ける空き家対策に対して今後まんのう町としてはどのようにお考えなのか、再々質問いたします。

一つ目です。

ふえ続ける空き家に対して周辺住民の皆様の迷惑とならないように空き家の適正管理の

啓発、啓蒙に力を入れていくことも大切であると思います。例えば福祉や医療との連携を図り、空き家となる住宅の管理については本人や家族にどのようにするのか考えておいてもらうことも必要であると思いますが、適正管理の啓発、啓蒙に関してはどのようにお考えでしょうか。

二つ目、現在まんのう町では空き家に関して町独自の調査、空き家状況の掌握とか空き家の所有者の特定、アンケート調査による所有者の意向確認等はしていないようですが、空き家対策を進め、同時にまんのう町に移り住んで地域の元気づくりに力をかしていただきたいと考えるならば、空き家の情報収集から定住後の相談までをワンストップで提供する定住推進員なる専従職員の配置も必要となってくると考えますが、空き家対策を進めるに当たってはどのような施策をお考えでしょうか。以上です。

○大岡克三議長 企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 川西議員さんの再々質問についてお答えをします。

空き家の拡大は、核家族化や単独世帯化の進展に加え、人口の減少に伴う少子高齢化により、なお増加することが見込まれております。現在行っております空き家の有効活用の施策のみではなく、老朽危険な空き家対策もあわせて求められております。

現在国においても空き家対策の議論がなされており、これにより明確な方向性が示されるものと考えております。本町におきましても、所有者等による空き家の適正な管理が行われ、利活用や危険な空き家の防止を促すことにより、新たな空き家の発生を抑制し、快適な生活環境の確保と活力あるまちづくりにつなげていくための啓発については、より実効性のある方策を検討していきたいと考えております。

現在の広報誌、ホームページは、住民の目にはとまりますが、固定資産を有するが町内に居住していない方々には直接伝わらないことから、対策としましては、固定資産税の課税通知に啓発のチラシを同封するなどの方策も検討してまいります。

次に、町による独自調査についてでございますが、現時点では全庁的な空き家の把握は行われておりません。住宅・土地統計調査も外観目視調査であり、数字についても抽出による予測値でしかありません。したがって、当然空き家の実情を把握することは重要であると考えております。

しかしながら、さきにも申しました国レベルでの法制化の動きの中で、実態調査についても方策が示されるとの報道もあり、現時点におきましては、国の審議状況を注視していきたいというふうには考えております。

なお、庁内で御指摘にあったように各課で情報が有効活用できていないという点につきましては、庁内の連携をより密接にして連絡調整が図れるよう改善をしていきたいというふう考えておりますので、御理解をいただいたらと思います。以上でございます。

○大岡克三議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

1 番、川西米希子君。

○川西米希子議員　　続きまして、二つ目の質問をさせていただきます。

子育て支援とも関係する児童虐待防止についてです。

虐待にも高齢者への虐待や障害者への虐待もあり、社会全体で防止に取り組まなければならない重要な課題だと思いますが、きょうは児童虐待防止について質問をさせていただきます。

近年、親等による子供への虐待がふえ続け、深刻な社会問題となっています。

厚生労働省では、児童虐待防止法に基づき、死亡事例等の検証を社会保障審議会児童部会児童虐待等保護事例の検証に関する専門委員会で実施し、第9次報告が発表されています。それによりますと、平成23年度虐待で死亡した子供は56例58人です。死亡した子供の年齢はゼロ歳が25人、43.1%と最も多く、3歳未満が39人と7割を占めています。何の抵抗もできない幼い子供への虐待が最も多いとの報告が出ています。また、実母による虐待死が33人、56.9%と最も多いという報告もされています。

同報告書では、全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は増加傾向にあり、平成24年度は過去最高の6万6,807件となり、これは児童虐待防止法施行前の平成21年度と比べて約5.7倍になっています。増加の理由としては、児童虐待への意識が向上し、より多くの相談が寄せられるようになったことが一因として挙げられている一方、虐待そのものがふえているのではないとも言われています。

平成12年に児童虐待防止法が成立し、法律上、初めて虐待の定義が1、身体への暴力、2、おいせつ行為、3、養育の放棄、4、心理的外傷を与える言動と明確化され、虐待を発見した場合の通告義務も定められました。平成16年、20年と児童虐待防止法が改正され、児童相談所の権限等が強化されました。

しかし、現在も子供の虐待死や相談件数はまだまだ減少しているとは言えない厳しい現実があります。経済苦や不安定な就労、夫婦間の不和、望まない妊娠、育児疲れ、さまざまな要因が絡み、虐待へとつながっていく。そこに共通するのは孤立ではないでしょうか。職を失い借金を抱え、生活費に事欠いても相談する人がいない。相談したり救いを求めたりするところはあるけれども相談に結びつかない。そんな解消されない苦しみや焦りを抵抗できない子供たちにぶつけてしまう、そんな姿も脳裏に浮かびます。後を絶たない子供たちが犠牲になる事例は、虐待を防ぐための連携体制がまだまだ十分ではないことを浮き彫りにしていると思います。

救えた命はあるはずですが。まんのう町においては、大切な子供たちを虐待から救える手だてや、虐待をする大人の側も加害者にさせずに救える手だてはどのようなになっているのでしょうか。そういった思いから、下記の質問をさせていただきます。

1、本町では、家庭児童相談所などの関係機関が対応した児童虐待の実態について、実態の疑いがあったものも含めて何件か、お尋ねをいたします。

2、町行政や警察、医療機関、幼稚園、保育所、小・中学校、児童民生委員等の連携体制はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

3、地域の人たち等が虐待を疑うような事態を見かけた場合どのように対応すればいいのか、お尋ねをいたします。

以上です。御答弁よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 答弁は午後からといたします。

ここで、議場の時計で13時00分まで休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

午前中の川西議員の2項目めの子育て支援についての答弁を求めます。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの子育て支援、児童虐待防止についての御質問にお答えいたします。

児童虐待の現状につきましては、川西議員の御質問の中で紹介がございましたので、本町におけます児童虐待の実態等についてお答えをいたします。

児童虐待防止法では児童虐待の定義を次のとおりとしております。

児童虐待とは、保護者がその監護する児童について、児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えるという身体的虐待。児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせるという性的虐待。児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠るという育児の放棄、怠慢、いわゆるネグレスト。児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うなどの心理的虐待。

以上の行為を児童虐待と定義しております。

まず、1番目の御質問の児童相談所などの関係機関が対応した児童虐待の実態に関する御質問にお答えをします。

平成23年度から現在までの間、本町における児童虐待の対応ケースは10件となっております。うち、身体的虐待3件、ネグレスト3件、心理的虐待4件となっております。虐待者は父親、母親ともに5件となっており、身体的虐待は3件とも父親、ネグレストは3件中2件が母親、心理的虐待は4件中3件が母親となっております。虐待を受けた児童の年齢は、ゼロ歳から6歳までが3件、7歳から12歳までが6件、13歳以上が1件となっております。現在、身体的虐待2件について、香川県西部子ども相談センター、学校、警察署、民生委員児童委員等の関係機関と連携し、個別ケース検討会において支援対策等を継続して協議しております。

2番目の町行政、警察、医療機関等の関係機関との連携体制はどのようになっているのかという御質問にお答えいたします。

児童福祉法では、虐待を受けている子供を初めとする要保護児童の適切な保護を図るために、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができますとなっています。本町では、高齢者、児童及び障害者虐待防止連絡会設置要綱を定め、要保護児童対策地域協議会を含め、包括的な虐待防止対策が協議される体制を整備しております。

要保護児童対策地域協議会は、原則として年1回開催といたしております。この協議会には、実務者会議と個別ケース検討会議を設けております。実務者会議は協議会関係機関の実務者をメンバーとして、個別ケース検討会議の報告をもとに、見守りケース、気になるケースに関する進行管理を主な目的とし、年2回程度の開催となっています。個別ケース検討会議は、児童虐待の相談や連絡等による通告に基づき、実際にかかわっている機関や人によって構成され、各関係機関の役割分担を決定するとともに、見守りや支援の方法などを確認することといたしております。

児童相談所や市町村だけで援助はできません。子供が家庭にいる状態では100%安全はありません。援助のネットワークをつくるために必要に応じ個別ケース検討会議を開催しています。このような重層的な体制を構成し、各関係機関相互が情報共有や連携強化に努めることにより適切なケアが実施されるよう取り組んでおります。

次に、地域の人たちが虐待を疑うような事態を見かけた場合の対応についての御質問にお答えをいたします。

児童に対する虐待を早期に発見し、適切なケアを行うには、地域の皆さんの見守りが大切です。平成24年度、県内児童相談所における児童虐待対応件数493件のうち、27件が近所、知人からのものとなっています。児童虐待が疑われるような事態を発見したときは、児童虐待相談窓口となっております役場本庁福祉保険課及び各支所、また、近くの民生委員児童委員、主任児童委員に御相談ください。また、緊急な対応が必要と思われるときは、香川県西部子ども相談センター、警察署へ通報をお願いいたします。小・中学生の場合であれば、直接学校へ連絡していただいても結構です。このほか、児童相談所全国共通ダイヤルがございます。

通告は子供を守るためのものです。連絡をされた方の秘密は守られます。たとえ虐待でなかったとしても、通報者に御迷惑がかかるようなことはありません。虐待は子供の命を奪ってしまうこともあります。勇気を持って連絡していただけるよう今後とも広報活動に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、川西議員への回答とさせていただきます。

○大岡克三議長 1番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。

11月は平成16年度より始まった児童虐待防止推進月間でした。厚生労働省は毎年11月を児童虐待防止月間と位置づけ、集中的な広報啓発活動を実施しております。今年も厚生労働省が全国より募集した児童虐待防止月間の標語が決定し、公表されました。今年

は「さしのべた その手がこどもの命綱」との標語が選ばれております。

1人で寂しそうにしゃがみ込む小さな男の子の横に差し伸べたその手が子供の命綱と書かれた啓発ポスターもつくられていました。胸を打つこのポスターを目にして、私にできることは何だろうと改めて考えさせられました。このポスターには児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジのリボンも添えられていました。オレンジリボン運動のシンボルマークでもあります。

まんのう町において、このオレンジリボンが何を意味するものか、どのような思いが込められた運動なのか、まだまだ私が確認した限りでは広く知られていないように思います。今日も私の胸の襟につけているのが、これがオレンジリボンです。市販されているものもあり、私も購入しておりますが、これはオレンジのテープで簡単につくった私の手づくりのものです。このリボンをつけていることにより、話が子育て支援や児童虐待防止へと広がることもあります。私がこのリボンをできるだけつけるようにしている理由は、そこにもあります。

オレンジリボン運動とは、2004年に栃木県小山市で3歳と4歳の幼い兄弟が暴力を受け、虐待の末、橋の上から川に投げ込まれて亡くなるという悲しい事件がありました。その後、同市の市民団体などが二度とこのような事件が起こらないようにとの願いを込めて、児童虐待の啓発のために2005年から始めた運動のことです。現在は多くの方の共感を呼び全国へと広がっています。今年も11月は推進月間ということで、オレンジリボン運動として日本全国の地方自治体や民間団体による各種広報啓発等の活動が活発に行われておりました。シンボルマークがオレンジのリボンです。オレンジは子供たちの明るい未来をあらわし、虐待をなくし、苦しむ子供たちを支援しようとの強いメッセージが込められております。

幼児保育や教育の現場で働く専門職の方からは、町内においても心配な子供や見守っていただかなければならないと思う家庭は確かにあります。決して少なくはないと思いますとのお話も伺っております。

そこで、地域で見守ることの大切さを広く啓発、啓蒙するために、児童虐待防止月間におけるまんのう町の取り組みとオレンジリボン運動の推進についてお尋ねをいたします。

再質問です。

1、本年の児童虐待防止月間に町としてどのような活動がなされたでしょうか。

2点目、子育てを支援する意味も込めたオレンジリボン運動の推進についてはどのようにお考えになりますか。

この2点についてお伺いをいたします。

○大岡克三議長 福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

1番目の御質問の平成25年度におけます児童虐待防止月間の活動状況についてお答え申し上げます。

厚生労働省では、毎年11月を児童虐待防止推進月間と位置づけ、集中的な広報啓発活動を実施しています。本町では、広報ポスターを役場本庁、各支所、農村環境改善センターに掲出し、まちかどポスターを児童館及び公民館に掲出してあります。リーフレットと児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりにつきましては、役場本庁、各支所に備えるとともに、健康増進課が行う各種健診等で保護者の皆さんに配布をいたしてあります。また、広報まんのう11月号に関連記事を掲載いたしたところでございます。

子供に対し、間違っことは愛情を持って本気で叱り、正しくしつけることも大切です。しかし、しつけのつもりで行った行為が子供の心身に著しい害を及ぼすものであれば、それはしつけではなく虐待となります。児童虐待防止は、関係機関だけではなく地域を挙げて取り組むべきことと理解していただけますよう今後とも広報啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、オレンジリボン運動の推進についてお答えいたします。

オレンジリボン運動は、先ほど川西議員さんから御紹介がございましたとおり、2004年、栃木県小山市で3歳と4歳になる2人の兄弟が父親の友人から再三にわたって暴行を受け、橋の上から川に投げ込まれ、幼い命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、市民運動としてオレンジリボン運動が始まったものでございます。広報啓発活動を中心に、児童虐待のない社会の実現を目指す市民運動として活動されていると認識いたしております。現在、全国的な活動に広げようと、児童虐待防止全国ネットワークがオレンジリボン運動の総合窓口となって活動していると聞いてございます。

本町といたしましては、児童相談所や市町村等の公的機関のみで児童虐待防止対策を行うのではなく、オレンジリボン運動を市民運動として推進することにより児童虐待防止の機運が高まることと期待するとともに、同活動に賛同するものでございます。

今後とも広報誌等を通じ、オレンジリボン運動がより多くの皆様方に認知されるよう協力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○大岡克三議長 1番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

今まんのう町においての11月推進月間の取り組みについてお話をいただきました。現在、児童虐待防止推進月間の取り組みにおいては、各自治体においてかなりの温度差があるように思います。今年の取り組みも高松市はツリーに200個のオレンジリボンと大小のリボンを装飾して啓発活動を行っていたようです。丸亀市では街頭にて啓発グッズを児童委員と配布、宇多津町ではオレンジリボンロゴの入ったエプロンを着用し、虐待防止を啓発、善通寺市では通年、虐待防止啓発用ののぼりを子ども支援センターに立てている等の各自治体においての独自の取り組みがなされたのではないかと思います。

11月、私も見ました。まんのう町においては、まんのう町の広報に児童虐待の定義と相談先の掲載がなされていまして。子供たちの笑顔を守るために一人一人に何ができるかをもっともっと町民の皆様呼びかける活発な活動を展開していく必要があるのではない

でしょうか。

虐待をしていないかどうかを監視するとかボランティア組織に参加してグループで活動しましょうとか、そうした大きな活動はできなくても、一人一人が子育て中の親と子に関心を持ち温かなまなざしで見守っていく。見かけた赤ちゃんや子供にほほ笑みかける。これだけでもいいのではないのでしょうか。出会った子供たちや子育て中のお父さんやお母さんにおはよう、こんにちはの一言をかけるだけでもいいと思います。温かな一言が子育ての支えになることもあると思います。こうしたことの積み重ねが子育てに優しいまちづくり、温かなまちづくり、地域で支える子育て支援につながっていくのではないのでしょうか。

今まんのう町では、さらなる子供・子育て支援の仕組みをつくるために子育て会議を立ち上げ、進めています。地域で子育てを支えるためにも、その機運が高まらなければなりません。

そこで再々質問をさせていただきます。

町民の皆様に子供たちや子育てに温かな関心を持っていただくために、オレンジリボンに思いを託して下記のような活動も行えるのではないかと思います。このような活動についてはどのようにお考えになりますか。また、今後の具体的な活動計画があればお示しくださいということで再々質問させていただきます。

子供参加型の啓発活動。例えば保育所、幼稚園の子供自身が作成したオレンジリボンを家庭や一般住民の方に配布する。交通安全のようなキャンペーン型。

2 点目、子供たち向けの S O S 携帯カードの作成。

3 点目、公用車等へのオレンジリボン啓発ステッカーの貼付。

4 番目、オレンジリボンを着用するなど、町内の関係機関等が連携して広報啓発活動の実施。

このようなことにも取り組めるのではないかと私は考えますけれども、町としてはどのようにお考えなのでしょう、質問いたします。

○大岡克三議長 福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 川西議員さんの再々質問にお答えいたします。

1 番目の子供参加型の啓発活動についてお答え申し上げます。

オレンジリボン運動の趣旨は、子供虐待防止に賛同される方がそれぞれの胸にオレンジリボンをつけることで、虐待防止の活動に参加するというものでございます。オレンジリボンは、子育てを温かく見守り、子育てをお手伝いする意思のあるということを示すマークと聞いてございます。

このことから、議員からの御提案がありましたように、子供みずからがオレンジリボン作成し、家庭、一般住民の方に配布することは極めて有効な取り組みであると思っております。保育所、幼稚園におきましても、このようなオレンジリボン運動が検討し展開されるよう情報提供に努めてまいりたいと考えております。

2 番目の子供向け S O S 携帯カードの作成についての御質問でございますが、有効的な

運用等につきまして、関係機関の意見を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。これにつきましても、子供様が常に住民から見守られていると、見守っていただくという啓発の観点から、関係者に呼びかけてまいりたいと考えております。

3 番目の公用車等へのオレンジリボン啓発ステッカーの貼付についてでございますが、先ほどの御質問にもございましたが、児童虐待防止推進月間におきまして、広報活動の一環として掲出することは可能かと考えております。本町といたしましては、広報まんのう、行政告知放送またホームページを活用し、積極的な広報に努めたいと考えておりますので、御理解いただけたらと思っております。

次、4 番目のオレンジリボンを着用するなど、町内関係機関等が連携して広報啓発活動を実施してはどうかという御質問につきましては、要保護児童対策地域協議会に提案し、実効性のある広報啓発活動を推進してまいりたいと考えております。昨年 2 月でございますが、民生委員児童委員の皆さん全員がオレンジリボンを自費で購入していただきまして、現在着用いただいておりますという事例もございます。

今後とも児童虐待防止に向けた活動を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○大岡克三議長 以上で、1 番、川西米希子君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、大西豊議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

1 2 番、大西豊君、1 番目の質問を許可します。

○大西豊議員 ただいま発言の許可をいただきましたので、一般質問を通告に従って行います。

まず 1 番目、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備 P F I 事業の町独自におけるチェック機能が果たしているのか。

国の P F I 事業の導入の手引を見ると、町のモニタリングについて詳しく解説されています。

まず、維持管理・運營業務仕様書の確認、モニタリングの実施として、モニタリングの内容確認、測定機器による実施等がうたわれております。そして不備があった場合には、事業契約書で明記された内容に従って改善命令ややりとりを行うこととなっております。町は改善命令を出したのでしょうか。大成建設グループは契約違反を行うほど不備があったのですから、当然出していると思われそうですが、その内容についてお伺いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員のまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の町独自のチェック機能についての御質問にお答えをいたします。

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業のモニタリングに関し、事業契約書に明記された方法に従っているのかとの御質問でございます。

まず、維持管理業務、情報技術活用システム関連業務、スポーツセンターまんのうの運

営に係る地域開放運営業務及び図書館運営業務につきましては、それぞれ実務実施計画が示されており、この実施計画に基づいて業務が実施をされております。

事業契約に基づいたモニタリングについてでございますが、設計・建設期間と維持管理・運営期間、契約期間終了時の三つに分けて定めております。

今回問題となっております本町に無断で設計変更が行われていた事象についてでございますが、町のモニタリングは工事監理報告書の確認等 P F I 事業者から提出された書類の確認を行うことになっており、この書類に関しての不備は認められず、また昨年度の外部監査におきましても、工事監理業務の実施全般について妥当な管理が行われているとの監査結果報告を受けておるところでございます。

要求水準書を達していない事項については改善要求を行うこととなっておりますが、今回のような設計の無断変更は契約不履行であると考えております。今後の事実究明により原因を明らかにした上で対処してまいることだと考えておりますが、本町にとってどのようにするのが最も得策であるのかということが一番に考えてまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、本年4月からは、維持管理・運営期間に移っております。維持管理・運営業務についてのモニタリングの結果、要求水準書に達していない事項があった場合につきましては、本町は株式会社まんでがんパートナーズに対して業務改善要求を行います。これに対して株式会社まんでがんパートナーズは業務改善に取り組みますが、その結果として業務の改善がなされない場合に業務改善勧告を行うという流れになっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○大岡克三議長 12番、大西豊君。

○大西豊議員 答弁漏れでないと認識していると思いますが、私は内閣府の P F I 事業の導入手引について、必要な場合には勧告を出すということを出したかどうか、出してなかった場合どうかということによっております。

例えば事例を挙げますと、平成24年9月10日、ちょっと読み上げます。これ満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告です。

7月26日、午前9時30分より、第1委員会室において委員全員出席し、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、建設土地改良課長、満濃中学校改築対策室、議長同席のもとに公開にて行われた問題です。その中に大成建設の作業所長より、作業工程が3日間程度おくれしており、お盆までにおくれを取り戻す予定であると、また、さきの委員会で指摘があった残土搬出ダンプについて確認したところ、下請業者が他の残土搬出に依頼しており、その中に白ナンバーダンプ車両がまじっていたということで、大成建設の事務所は法令遵守をしていなかったということを認めております。

私もたまたま満濃中学校の基礎工事のときに、たまたま写真を写しておりました、基礎工事のときに。これに関してですけど、例えば道路運送車両法におきますと、大型車の規制を行っております。土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別

措置法ということがあって、大型特殊自動車、すなわち車両総重量が8トン以上、最大積載量が5トン以上のものについてはゼッケンをかけることになっております。その中に、例えば自動車運送業であれば営業、採石業であれば石、また砂利運搬業者であれば販売、建設業であれば建設ということがうたわれております。

そういう中で、やはり大型自動車の事故をなくすために、営業とかそういう特定の許可をもらっておるところは1年に一遍、事故を起こさないようにということで、国土交通省の許可を受けて更新を受けております。白ナンバーと緑ナンバーで違うのは、やはり事故を起こさないようにするための許可の時点において、そういう分け方をしております。そういう中において、まんのう町は恐らくそういう白ナンバーでええという契約はしていないと思いますので、再度伺いたいと思います。

それと、メインアリーナの体育館、9ミリから6ミリに変更したことについての契約違反、胴縁のアンカーどめの600ミリから1,200ミリに変更されたことの契約違反、軽鉄管仕切りのLGSピッチの300から400に変更されたことの契約違反、ランニングコースの12.5ミリ2枚から1枚貼りに変更していたことの契約違反、中学校事務所窓ガラス厚さが4.5ミリから4ミリに変更されたことの契約違反、いただいた書類によると、全て4ミリであるように思いますけど、現状はどうであったのか、再度お伺いします。

また、この前の特別委員会で私も指摘しましたが、大成建設からの資料、その中に一番僕、気になりましたのは、校舎等の穴あきに関する大成建設の報告で起因者負担とありますが、設計どおりでこの穴あきが発生したのかどうか、この前、特別委員会でも調査するようお願いしておりますけど、起因者負担ということは子供に責任があるということを大成建設が町に対して言ってきておることと思います。このことについてもお伺いをいたしたいと思います。

○大岡克三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 大西豊議員さんの再質問にお答えをいたします。

まず、工事中であります白ナンバー等につきましては、その連絡を受けまして、私どもの担当課より指示を行い、改善されたと思っております。

それからあと、今回発生しております事象につきましては、体育館の無断変更ですね、内壁の無断変更等、遺憾に思っておるところでございますけれども、これにつきましてはPFIの対策特別委員会のほうで原因究明なり今後についても全てを調査するというふうに進んでおるところでございますので、この結果をもちまして今後どのような対策を進めるかということを検討していきたいと考えております。

それと、トイレのところの穴があいた生徒の起因者負担でございますけれども、これにつきましては学校のほうから連絡が入りました。そして、生徒さん同士による毀損といえますか、壊れたという事象でございますので、本来でございますと、壊した生徒さんのほうに原因が発生しておることということで、これは中学校のほうからの連絡でございますので、

答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

あと、修繕に関しまして、弁護士さんの見解ということでございますけれども、まず今お話により受けておりますのは、まず安全性の確保が第一であるということでございます。それでトイレにつきましては、まだ設計どおりであるかどうか、安全性が保たれた扉であったかどうかというところは、まだ究明いたしておりませんが、まず安全性の確保のために直すほうがよいのではないかと回答はいただいております。以上でございます。

○大西豊議員 議長、私が質問したことは、子供に対して物すごくプレッシャーがかかっただけですよ、起因者負担ということやから。厚さがどうか、はかったらわかることがね、町独自のモニタリング…

○大岡克三議長 課長、大西議員の質問に答弁漏れはありませんか。

(「とりあえず直すけど、それが起因者負担…」と呼ぶものあり)

○大岡克三議長 発言者以外の方は発言しないように。

○尾崎学校教育課長 答弁漏れがございました。

トイレの改修につきましては、使用中止という今は状態にしてございます。でございますので、まず改修を行いまして、起因者負担については十分に検討させていただきます。現状に入っておるものをたってきそのままだとどおりに直しておく。起因者につきましては、その材質がもしも変更されておるのであれば負担を求めることはできないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西豊議員 議長、正確に答弁してください。

○大岡克三議長 答弁漏れがあれば指摘してください。

○大西豊議員 答弁漏れは、特別委員会においての起因者負担ということは物すごく子供に対してプレッシャーがかかるんですよ、ああいう青春時代の幼い子に対して。

○大岡克三議長 もう一度繰り返します。答弁漏れについて端的に。

○大西豊議員 起因者負担について、それと、これだけ契約変更だったので、勧告を出したのか出してないのか。大成建設が法令違反を認めておることについての勧告を出したのか出さないのか。町独自のモニタリングをしたのかしてないのか。

○大岡克三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 改善の勧告・是正命令でございますけれども、これにつきましては当課のほうより指示をしたというところでございます。改善命令については出してございません。

それと起因者負担でございますけれども、あそこは学校の教育施設でございます。生徒さんたちのふざけによって壊したものは、やはり一般社会においても壊せば起因者が負担する、これが一般的な考え方でございます。それで、なおその材質等が体育館の壁等によりましてありましたが、材質等が無断で変更されておったとか安全性に欠けるものであったとかそういった場合には、起因者に負担を求めるべきではないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西豊議員　私は議長、答弁漏れだと思います。

町独自のモニタリングをしたかどうか。今までガラスが割れたその次の日に厚さの報告があったでしょう。

○大岡克三議長　大西議員、発言中ですけれども、課長には答弁漏れがありませんかということで今答弁をしていただきました。勧告はしてないということです、次に質問に入るんでしたら発言は許可しますけれども、次は再々質問になります。

○大西豊議員　議長、お願いします。これだけ大きな問題で、それ以外の類似したものが、壁の部分が全て設計変更されとんでしょ。

○大岡克三議長　着席してください。

再々質問であれば、質問を許可します。

○大西豊議員　それはもう議長の判断だと思いますけど、住民が要求しとることはな…

○大岡克三議長　1 2 番、大西豊君、再々質問を許可いたします。

○大西豊議員　それは私は再々質問でも構いませんけど、これだけ材質変更とかガラスについても無断変更しとる中で、子供が、子供がですよ、たとえけんかしたとしても壁に穴があいたということが起因者負担と言うてきとる以上は、私はそういう文書を出す前に…

○大岡克三議長　再度繰り返します。

今、再々質問に入っておりますよ。

○大西豊議員　構いませんよ、それは、あなたの判断やから。

○大岡克三議長　はい、どうぞ。

○大西豊議員　こういう時期の中学校時代の子供たちは物すごいプレッシャーかかりますよ。我々これ文書が来とるんですよ、大成建設から、起因者負担。厚さも調べんと起因者負担というのは、言語道断だと思いますよ。

再度言いますけど、指摘をしたと言うのであれば、いつといつ、私はもう具体的に事例を言うております。大成建設が認めた、委員会の報告では9月10日、実際は7月ごろだったと思います。説明しなかったから委員会で催促して認めたことです。いろいろ今指摘しましたが、町から大成建設に対して口頭ではしましたということですから、いつといつ、どのような言葉で勧告されたのか、正確に説明をいただきたいと思います。

○大岡克三議長　大西豊議員の再々質問に対する答弁を求めます。

学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長　大西議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどの件につきましては、現在手元に詳しい資料が明確にお答えできる資料がございませんので、少しお時間をいただきたいと思います存じますが、よろしく申し上げます。

○大岡克三議長　課長、再々質問やから、資料は特別委員会に出すとかそういう答弁。

○尾崎学校教育課長　調べまして特別委員会で御報告はさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○大岡克三議長　1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

1 2 番、大西豊君。

○大西豊議員 関連しております。大成グループが無断設計変更を行った契約違反について。

早期に問題解決するために、大成建設グループが無断で設計変更を行った契約違反を自主的に申告させ、まんのう町民に対して説明責任を果たすべきではないかと思いますが、当町の見解をお伺いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の大成建設グループが無断で設計変更を行った契約違反についての御質問にお答えをいたします。

本町と株式会社まんでがんパートナーズとにおけるまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の契約では、第13条第4項において、町の事前の承諾を得た場合を除き、整備対象施設の設計変更を行うことはできないと規定されております。設計業務及び建設業務の実施において、アリーナ壁面の仕上げ部材の材質変更、厚さの変更、ランニングコース壁面の仕上げ方法の変更、校舎ガラスの厚さの変更、さらには階段の手すりの部材の変更など、町に説明のない変更がこれらの破損によって発覚しております。

現在大成建設株式会社に対し、設計変更の箇所を報告するよう求めており、早急に提出するよう求めております。これに対して、株式会社まんでがんパートナーズは改善業務に取り組みますが、その結果として業務改善がなされない場合には改善勧告という流れになっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○大岡克三議長 1 2 番、大西豊君。

○大西豊議員 今町長のほうから申告させるようにということでありますので、早急にお願いを申し上げたいところであります。

再質問に入ります。

普通、市町村においては、一級建築士とかいう資格を持った職員が他の市町村においては、近くの善通寺市に聞いても、やっぱり複数、四、五人はおるようです。県においても相当の数の人がおられるようです。

そういうようなことで、町においても、香川県においても公共工事の有資格者が県の公共工事の検査に当たっていると聞くが、県の指導を仰ぐべきではないかと町長のお考えをお伺いします。

次に、私どもにいただいた、年間400万円ぐらいの予算をかけての個別監査の概要があります。23年、24年、25年、毎年400万円前後の費用をかけております。

その中の監査の概要の中を見えますと、外部監査対象期間、例えば23年度でありましたら、23年4月1日から24年3月23日、ただし、必要に応じて過年度に遡及することができる。24年度にもそのように書いております。25年度にも書いております。そういう契約において、実際今回の場合におきますと、無断で設計変更したことは重大な

契約違反を犯しているということであり、再度契約について個別監査について実施すべきであります。

例えば個別監査の方が指摘しとるのは、大成建設グループはきちんとできとるということで報告を受けております。それを読ませてもらいますと、施工監理は（株）山下設計とシーラカンズK&H（株）であり、組織表によると、（株）山下設計が幹事会社である。また、設計者の共同企業体の幹事会社である大成建設を外しているということで、大成建設でなくして外部監査がきちっと行われている外部監査であります。結果的には全て大成がして施工管理ができてなかったということで、私はまんのう町の交渉能力を発揮して再度個別監査にこの契約違反の部分について、また監理体制について監査を再度行わせるべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の再質問にお答えいたします。

我々通告されました一般質問通告書に基づいて、いろいろ答えを想定して考えております。通告書には詳しくは後日というふうに書かれておりましたが、今日初めて質問内容について詳しい内容を聞かせていただきました。そういうことで、答弁が少し食い違うようなところはあるかもわかりませんが、御容赦をいただきたいと思います。

今大西議員が御指摘のありましたことにつきましては、相手方もおることありますので、再度検討させていただきたいと思っております。

○大岡克三議長 12番、大西豊君。

○大西豊議員 私もこれいろいろ資料を持ってきとんですけど、私たち議員は執行者が日常業務を行っていることについてしとるし、このPFI事業については町民が物すごく関心があるんですよ。今まで委員会においても指摘しとることなんですよ。これから検討する言うても、町がみずから出しとる資料でないんですか、これ。先ほどから言いよる外部監査はもう23年、24年、25年全部同じなんですよ。今回特に契約違反がはっきりしたり、ましてや中学生の原因者負担まで大成が言うとる以上、それは調査するとかそういう次元の問題でないと思いますけど。

それと、特にいろいろな事業の中で上位法とか県に聞いてみますとか国に聞いてみますとか、私も今回やはり県においてもそういう建築確認の申請を許可の部分もあります。そういう専門の意見を聞いてくださいということですよ。

ただ、町長がよく言う言葉、後からも質問する世界のスーパーゼネコンでありますので、大丈夫だ、大丈夫だということを何回も聞きました。そういう大成建設と我々まんのう町が対等に交渉するには、やっぱり県の力、国の力、そのためには外部監査を国の指導で年間400万円も出して雇ってしとるんですから、その方が正しいと言うことが覆されたんですよ。23年、24年、25年もちゃんと。同じことを書いとんですよ。400万円支払って、これ無駄なお金になりますよ。それを私、当然含まれておりますよ、一般質問に対して。そこはもう議長の裁量権の範囲で、私は町民はそういうことを期待しとると思ひ

ますよ。

再度言います。この問題については、町と個別外部監査と契約したことについて質問しております。そして、外部監査は山下設計が幹事会社であり適正である、大成建設は外しておるといってもかかわらず、報告にもかかわらず、こういうことが発生してました。毎年400万円払ってんですよ。それを今から検討する言うたって、全部資料を持っております。議会に出した資料なんですよ、これ。23年、24年、25年同じ資料で、お金も毎年400万円ずつ。それは議長が執行者に答弁させるべきですよ。もう今その段階じゃないでしょう。

○大岡克三議長 今現在、大西豊議員の質問は再々質問に入っております。議長という使命でありますけれども、議長はこの議場の采配ということで答弁を求めているのが私の任であります。そのようなことで、大西豊議員の再々質問に対する答弁を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、今回このような事件が起こったことに対しましては、町といたしましても本当に監督が十分できていなかったということで申しわけなく思っております。また、外部監査で今まで2回の監査報告の中では問題がなかったというような指摘がされておりますが、そのことに関しても大きく覆されたということになりますので、外部監査、この25年度も行っておりますので、引き続きそのことに対しても調査、報告をしていただきたいと、このように思っております。

また、こういう事案が起こった原因の一つとして、町にはちゃんとした技術者がいなかったということも大きな原因の一つであろうかとは思っています。

しかしながら、我々のような町で一級建築士を抱えて専門職を抱えておるような町は香川県ではないように思いますし、市においては当然何人かはおられるのかなとは思っています。そういったことで、我々のほうでは十分把握できませんので、当然国のほうの国土交通省の建築指導課、また県の建築指導課のほうにもいろいろ相談をさせていただいておりますし、現在も県の建築課のほうでもいろいろ調査をしていただいておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○大岡克三議長 以上で、12番、大西豊君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、関洋三議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

6番、関洋三君、1番目の質問を許可いたします。

○関洋三議員 議長の許可をいただきましたので、三つの質問までできるという申し合わせに従い、一つ、24年度一般会計決算認定の否決について、次に防災教育について、そして三つ目として、公民館に眠る図書についてを質問します。

まず最初に、24年度一般会計認定が否決されたことについて、執行者の責任とその姿勢をお伺いします。

9月20日、9月議会の最終日に大変なことが起きました。24年度一般会計115億円の決算認定が採決の結果、否決されて認定をしないことになりました。まさかという事例です。

毎年9月定例議会は前年度の決算認定を審議するようになっていますが、今まで否決されたことは私は記憶にありません。昨年の3月に当初予算を議会は十分に審議し、100億円に近い予算額を認め、そして何度かの補正予算も承認を重ね、決算においては115億円にも膨らんだ24年度の1年間にわたる会計報告に対して執行部から、どうぞ御承認くださいと提案されたのを賛成多数で否決するという前代未聞の結果が出ました。

認定を否決することは執行者に対する不信任につながるから慎重を期すべきとの意見もありましたが、流れはとまることを知らずして、いとも簡単に否決を決定されました。あれから3カ月経過しましたが、この間、執行者から議会に対して何らかのアクションがあるものと期待していましたが、その傾向も見られないので、この12月議会の一般質問において執行者に改めて決算認定の否決された責任を問いたいと存じます。

4年間の任期も残すところわずか4カ月です。24年度の一般会計認定を否決されたという大きな衝撃を重く引きずったままのかじ取りが続くのでしょうか、それとも挽回して議会との関係を正常に戻せるのか、注目するところです。今後の姿勢を真摯にお答えください。

これで一つ目の質問を終わります。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 関洋三議員の一般会計決算認定が否決になった件についての御質問にお答えをいたします。

9月議会において、平成24年度一般会計歳入歳出決算認定が不認定になったことについては、本来なら残念なことでありますが、このたびの議会における決算審査不認定は、実質的にも現在も問題が継続しており、PFI事業に係る予算執行に対してのみに特化されているものと判断いたしており、その他の予算執行については至って厳正に執行されていることは議員各位にも御理解されておると理解をいたしております。

なお、このたびのPFI事業に係る支払い行為に対する根拠としては、24年度で完成した建築物の竣工検査時点で不良施工箇所が壁の内部と厚みであったため、外見上は設計どおりと判断することとなってしまったことから、竣工検査では合格となってしまいました。このことから、予算執行者としたしましては、会計規則にのっとり、請求に従い適正な支払い行為を行ったところでございます。

実態としては、その後も多くの不良施工箇所が発覚し、これが軽微な手直しの範疇を大きく超えたことから、今後も予断を許さないところであるため、契約相手であるSPCの特別目的会社であるまんでがパートナーズに議会として今回の支払い行為は納得してはなく、認められないことへの毅然とした態度表明として、不認定という手段をもって強い意思表示を行ったものと思いますので、今回の措置について執行部としてもいたし方な

いものと理解しておるところでございます。

なお、執行部といたしましては、今後も予算執行においては議会に対して丁寧な説明と厳格なる執行に努めていく所存でございますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 6番、関洋三君。

○関洋三議員 次、行きます。

○大岡克三議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

6番、関洋三君。

○関洋三議員 次に二つ目の質問として、防災教育について質問に入ります。

これは端的に言うと、次世代を担う若い世代に防災の心得を身につけてほしい、そのために若い人らがみずから地域防災に取り組める環境づくりに政策の中で進めてはどうかという提言です。

防災事業は、たくさんのお金を使い、形として構築するものがありますが、例えば学校校舎の地震対策やハザードマップの整備などの事業を展開するのもあれば、それらとは対照的なものが、防災を理論的に学び防災意識の高揚に向けて展開していくものなどがあります。それには防災士の養成とか、地域活動の中で自主防災組織の結成など、また学校教育の中で地域防災の積極的な取り組みを学んでいくことも大切なことだと考えます。

今回の質問に至ったきっかけは、実は今年の10月より私自身が防災士の教育を大学の講義室で勉強しているときに気づきを得たということです。この春、自分が所属する自治会の自主防災会組織の結成に伴い、初代の会長職を引き受けることになりました。過去に海上自衛隊の艦船部隊に勤務中、作戦行動の中で養った応急訓練や、ふるさとに戻ってからは、まちの公設消防団に20年間在籍した際の経験などを生かしながら職を全うするために取り組もうと考えましたが、やはり現在の防災のあるべき姿を学び知ること大事であると考えて防災士を目指してみることにしました。

そのようなことで、現在は毎月1回大学のキャンパスに出向いて大学のカリキュラムの中で地域防災のリーダー的な役割を担えるように、その基本を学んでいます。現在は町内の一般から3名が受講しています。町の人口から比較すれば、この人数では寂しい限りです。今後はふえてくると思いますが、今まで以上に積極的な啓蒙啓発が必要であろうと考えます。と同時に、もっと若い時に学んでおけば、より効率がいいのではと考えるようにもなりました。

そこで提案です。

防災士になるがための講習内容をよりコンパクトにして、よりわかりやすいものにして生徒に学んでもらったらいいのではないかと。その養った知識を生徒からお父さんに、お母さんに、そして家族に、またその生徒がやがて成人すれば次の世代に伝えられる、この流れが一番適しているように感じますが、いかがでしょうか。

中学生は5年もすれば大人です。教育の中で防災をしっかりと学べば自分も守れるし家族も守れる、そして社会も守れる礎になると信じます。防災士になる勉強の課程は、最初は南海地震の発生メカニズムなどの理論的なことから始まりますが、最後はやはりみんながともに生きることの大切さを学ぶことに尽きます。お互いが助け合って生きる基本を勉強します。これが将来のまちの安全と発展につながると思うので、早い段階で取り入れていただきたい。それには教える側の先生も知識が必要ですし、結果として私たち大人の学びも加速するでしょう。

香川県では現在自助、共助、公助の連携を基本理念とし、予想する南海地震に限らず各種災害に対する防災対策を積極的に推進するがため、小学校区単位でもって実践的な訓練を目的とした「自主防災力強化事業」をスタートさせています。最近ではフィリピンで起こった災害のように、地球環境の変化に伴い、我がまちにおいても災害はいつ発生するかわからない現状です。学校教育の場で一層地域の防災教育を学ぶ必要性を訴えるわけですが、これに対する所見を町の教育行政を預かる教育長にお伺いします。お願いします。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 関洋三議員の御質問にお答えいたします。

防災教育についての御質問でございます。

文部科学省では、次代を担う子供たちが、これからの社会において必要となる生きる力を身につけてほしいという思いで新学習指導要領を定めており、その中では知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などの養成を重視しております。

防災教育の目指すところは、災害に適切に対応する能力の基礎を培うことであり、文部科学省の理念、生きる力と関連するものです。

学校教育における防災教育は、さまざまな危険から児童・生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部であります。学校においては、その参考資料として同省発行の生きる力を育む防災教育の展開という冊子を活用しており、その中には児童・生徒等の発達の段階を考慮した防災教育の目標が掲げられております。

まず、幼稚園では、安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い落ちついて素早く行動ができる幼児を。小学校では、災害の危険を理解し、安全な行動がとれるよう他の人々の安全にも気配りができる児童を。中学校では、日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる生徒を目標といたしております。

まんのう町の各学校における防災教育でございますが、小学校、中学校においては避難訓練と関連させながら、年3回程度行っている状況であります。

その内容といたしましては、平成7年以前は火災訓練が主でございましたが、阪神・淡路大震災以降は地震を対象として、また、平成13年以降は不審者の侵入を想定した場合を加え、消防署、警察署などの協力をいただきながら訓練を実施している状況でございます。

災害に対する適切な対応には、まず自分たちの住むまちを知ること、災害の知識を有することが大切です。そして何より災害に対する常の心がけが大切であります。そのためには、避難訓練以外の社会、理科、保健体育などの教科や道徳、学級活動など、さまざまな学習機会の中において、まちで作成している資料などを活用し、防災教育をより一層進めていく必要がありますので、学校等へも指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○大岡克三議長 6番、関洋三君。

○関洋三議員 再質問をさせていただきます。

訓練の実態など説明いただきましたですけども、やはりこれからは、その取り組みはわかるんですけども、これから大切なのは、やはり地域と一緒にあって訓練を行ったり、そういう方向に持っていくというのが大事じゃないかと思います。

私たち大人がなかなか知識を得ていくのも、みんながみんな難しいというようなやっばり状況でないかと思います。ただ、子供でしたらみんなが防災士になれるんじゃないかと、そういう教育、知識をみんな共有して教育できるわけですから、その大切さを、例えば一つ事例を挙げてみますと、丸亀の川西にあります香川の自主防災連絡協議会の事務局が川西にあるんですけども、これもいつも言うように高松にあるんじゃないかと丸亀にあるんです。丸亀の川西地区のほうが一層県内で進んでいるというようなことで、そこに事務局があるんですけども、川西の公民館にあるんですけども、そこで主催する会長さん、いろいろ私どもにも協力いただいて防災教室等にも来ていただいて行っとなんですけども、そこが私ども御縁があって毎月、会報誌のほうを届けていただいております。その81号という、もうそれだけ歴史のある会報誌なんですけども、その一番最新号に三豊の校長先生の話が全編にわたって入っておりまして、その先生が、やはり今私が話していただいた、また教育長がお答えいただいたようなことを実践をされておるということで、そして地域につながる取り組みをしてきたと、1年、2年かけて、3年かけてというようなことで計画をして、そして今はもう地域と一体になってそういう訓練を行われとんだというふうなことも取材で入っておりまして、私がちょうど香川大学で今勉強させていただいてる中にも当てはまることなんで、やはり防災教育、小学生、中学生の防災教育がいかに大事なのかということを再三言われておりまして、そのことを何らかの機会でお話しできたらいいかなと思っておりました。

私どもも私は任期も近いわけなので、いつかお話しできたらええかなと思って今回お話をさせていただきました。この話を受けとめていただいて生かしてほしいなということをお願いいたしまして、二つ目の再質問になりますので、その点についてもう一度教育長にお考えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 関議員さんの再質問にお答えいたします。

関議員さんの今の御質問は、本当に私たち教育者にとってもありがたい御助言をいただ

いたというふうに考えております。

子供たちの命を守るという観点は非常に大事な観点であろうと思われまので、今後今御提案のありました地域の方々の援助も得ながら、協働の行動をとっていただければいいかなと思いますので、鋭意努力してまいりたいと思っております。今後とも御協力よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 2 番目の質問を終わります。

続いて、3 番目の質問を許可いたします。

6 番、関洋三君。

○関洋三議員 最後に三つ目の質問として、公民館で預かっている図書の扱いについてを質問します。

先ほどの質問が学校教育であれば、この質問は社会教育になると思います。同じ教育委員会でも学校教育課長と社会教育課長のお二人がおられるように、学校運営と社会教育の運営は分かれています。その社会教育の場が公民館活動です。

この公民館の二つにまたがる話になりますが、神野地区の勤労青少年ホームに約 5, 000 冊の本、そして高篠ふれあいセンターにも約 5, 000 冊の本が存在します。合わせて 1 万冊の本は、実は 20 年前に町内出身者で関東に住んでおられた人の御家族から寄贈されたもので、当時は旧まんのう町の職員 2 名がトラックをチャーターして関東から持ち帰ったそうです。現在それらの本は、勤労青少年ホームではロビーの壁に本は整理されて、いつでも自由に読めるように陳列されていますが、高篠ふれあいセンターでは目につかない場所の倉庫内に陳列されています。その違いについての質問になりますが、急に取り上げてでも答えに困ると思い、先般 11 月 17 日に実施された高篠公民館祭りにおいて、来賓としてお越しになられた県議会議員の先生を初め、町長そして副町長そして教育長また担当課長それぞれに高篠のふれあいセンターの倉庫内を御案内させていただいて、じっくりと本の実態を見てもらいました。本の存在は知らなかったが、本そのものについてはいいものがあるという感想を個々にいただきました。

私としては、今まで倉庫に何度も足を踏み入れたものの、どこかの本を大量に預かっているのかなとぐらいにしか思っていませんでした。先般実施した高篠自主防災会議による防災教室において、みんなで災害時に利用する発電機や照明器具及び毛布などの防災機材や備品を点検した際に、手狭になった倉庫内を片づけようとして本の存在を改めてみんなで知りました。

本の存在意義を多くの人に尋ねても正確な答えは返ってきません。町内には新しい図書館で新しい本が多くの方の目にとまっているのもあれば、このように、多くの方が互いに触れ合う施設にもかかわらず、施錠された倉庫内で眠ったままの本もあるのが実態です。最近になって、寄贈された人の身内の方から、このままではよくないことを指摘されているようです。倉庫の正しい利用からしても、このままではよくありません。どうか十分に状況を把握して、大事なまちの財産の一部を私たち住民が納得するよう取り計らいをお願い

いしたいと存じます。

以上です。この点についての答弁も教育長に求めて最後の質問としますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大岡克三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 関洋三議員の御質問にお答えいたします。

関議員さんが御指摘いただきましたように、高篠ふれあいセンターの倉庫に数千冊の本がございます。この本がここに置かれた経緯は先ほど議員さんもおっしゃっておられましたように、平成5年1月にまんのう町出身の方が埼玉県で図書館の開館準備中に病に倒られました。そこで今後どうするかを奥さんと弟さんが相談された結果、ふるさとであるまんのう町へ寄贈をして役立ててもらうのが一番いいだろうということで、当時の町長さんと相談をされ、町も平成5年春に開館する勤労青少年ホームに展示すべく、職員2名で引き取りに伺いました。その後、旧神野小学校にて嘱託職員や神野婦人会の人たちで分類を行い、分類終了後の平成7年ごろ、勤労青少年ホームへ全部展示をしました。その後、平成13年に高篠ふれあいセンターが開館したのをきっかけに、約5,000冊を持っていったようです。

その本は現在も高篠ふれあいセンター北側の倉庫にあり、貴重な図書もあるようなので、このままにしておくのは寄贈していただいた方に失礼に当たることから、社会教育課、まんのう町立図書館職員、公民館運営審議委員、公民館館長とともに確認をし、今後どうするかを現在検討しているところでございます。

ふるさとを遠く離れて、ふるさとに思いをはせ、何らかの形でふるさとまんのう町に何か役立つことをしたいという出身者のお気持ちを推しはかることは、とても大切なことであると感じております。どこへ展示するか、場所の問題もありますが、関議員さんのおっしゃるように大事なまちの財産でありますし、寄贈していただいた方の意思を尊重するとともに、地元の方の意見を反映できる方策を協議してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○関洋三議員 終わります。

○大岡克三議長 以上で、6番、関洋三君の発言は終わりました。

○本屋敷崇議員 議長、議事進行について。

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 済みません、議事進行についてですけど、我がまんのう町議会の議会基本条例には執行部に対して反問権が与えられています。ですから、一般質問においての当初の質問における部分で食い違いが出ることは、こちらが詳細を出していない部分があれば仕方ないところですが、再質問に関して食い違いが出るのであれば、議会に対して、議員に対して、これはこうこうこういう答弁を聞かれておるんですかと質問する反問権があるわけですから、建設的な意見をするためにも、それを利用して、すれ違いで終わるというようなことがないようによろしくお願いします。それは議長の配慮でお願いし

ます。

○大岡克三議長 そのように執行部のほうには反問権を利用するように申し上げます。
ここで、議場の時計で14時35分まで休憩といたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時35分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議長から発言の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。
先ほどの関議員さんの答弁の中でちょっと聞き漏らしたというようなことがあったらしいので、私のほうから再度答弁をさせていただきます。

なお、このたびのPFI事業に係る支払い行為に対する根拠としては、24年度で完成した建築物の竣工検査時点で不良箇所が壁の内部と厚みであったため、外見上は設計どおりと判断することになっていました。実態としては、その後、多くの不良箇所が発覚し、これが軽微な手直しの範疇を大きく超えたことから、今後予断を許さないところであるため、契約相手であるSPCの特別目的会社であるまんでがんパートナーズに議会として今回の支払い行為は認められないことへの毅然とした態度表明として、不認定という手段をもって強い意思表示を行ったものと思っております。今回の措置については、執行部としては真摯に受けとめてまいりたいと思っております。

○大岡克三議長 町長の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、白川年男議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

7番、白川年男君、1番目の質問を許可します。

○白川年男議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。

私の質問は二つ、一つとして、中学校PFI事業の今後を模索すると、もう1件は森林再生についての施策と、その二つを一般質問とさせていただきます。

今春、新築開校した満濃中学校においては、御承知のように、壁、ガラスの厚みなど設計どおりにできておらず、今問題になっています。

議会ではPFI事件特別委員会を設立いたしました。この調査に当たっては、高知工科大学の中田慎介教授グループに委託し、今、設計図面の調査、また、でき上がった建物と図面の違いなど、調査に入っています。この委託調査は11月の初旬から翌年3月までの契約となっています。

そこで、今後の経緯について、執行部は調査の結果が終わってから考えると言っていますが、町長を含めて私たちも我々の任期中に起こった事件でありますから、このような点に問題があり、またこのような方向に結論づけていくと町民の皆さんに町の姿勢をある程

度は示すことが責務ではなかろうかと思っております。

そこで、現管理会社まんでがんパートナーズ、ＳＰＣと申しますが、もちろんこの代表企業は大成建設でございます。このＳＰＣが満濃中学校を維持管理するという仕組みになっております。町は管理料として、ほか６０カ所余り点検も含みますが、年約２億円ぐらいの管理料を払うことになっております。もちろんこのＳＰＣと町と細かなもちろん契約はしてはおりますが、ＳＰＣ、この会社において町の存在は皆無です。ここが大きな問題の一つではなかろうかと思います。

そこで私が思うのは、本町がいろいろなところと指定管理制度の類いの契約を結んでおります。そして、できればこのＳＰＣの中へ株主となり、町の意見を反映させる施策、そういう方向が一番いいのではなかろうかと思います。もちろん株主料についてはいろいろ問題があるとは思いますが、これから裁判等でいろいろと本町に迷惑料としてその費用で賄うと。もちろんそれでできるかどうかはなかなか難しい問題もあろうが、これについてはもちろん第三者といいですか、結局は法廷あたりで採決するのが望ましいのではなかろうかと思っています。

その辺を含めて、まず町の考え方をお聞かせ願えたらと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川年男議員さんの中学校ＰＦＩ事業の今後についての御質問についてお答えをいたします。

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業における問題については、先ほどの三好議員さんの質問にもお答えいたしましたとおり、まずは責任の所在、問題点を明らかにし、改善方法などの方針を決定すべきであろうと考えております。

株式会社まんでがんパートナーズについてでございますが、これは白川議員さんの御質問内容のとおり、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業を実施するために大成建設株式会社が筆頭株主となり設立された、ＰＦＩ法及び会社法に基づく特別目的会社、いわゆるＳＰＣでございます。

株式会社まんでがんパートナーズは、本町との間で結んだ事業契約によって、満濃中学校などの施設の維持管理、図書館などの運営を行っておりますが、その実施業務のでき、ふできについてのモニタリングを実施することで本町は関与いたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○大岡克三議長 ７番、白川年男君。

○白川年男議員 まず、そのような答弁は予想はしてはありましたが、しかしながら、今後２５年間の間、契約の中でいつもどういう事象が起こっても、やはり例えば運動場の水はけが悪いとか、例えば近隣から苦情が、田んぼへ台風で水が入ったとかいろいろ言うてきても、それはもちろん苦情は町のほうで受けて、町はＳＰＣのほうへ、もちろん常駐もしとるし、ＳＰＣはもちろん責任持って対処はしてくれると思うが、今の現段階においても、言うたらいけませんが、前向きに検討するとか、謝る必要はないとは思いますが、

ただ、事の流れとしては、近隣から文句あるいはいろいろな事象が起こればＳＰＣのほうへこうこうこうなっとなんと、そしてその後、だから私が思うのは、お金は払うが何といっても主体性というか、本町が中へ入ってどうする、契約の中でしまいしてくれるとは思いますが、その辺のもうひとつ歯がゆい感じがしてならないわけです。

そして、できれば前回の質問でもお話ししましたが、２５年という長いスパンをもう少し短縮して、そして本町のいつも主体性を持てるような方策、その辺について町の姿勢はいかがなものかと、その点を再度お聞かせ願えたらと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの再質問にお答えをいたします。

ＳＰＣ、まんでがんパートナーズとは、現在のところ２５年間の維持管理契約もいたしておるところでございます。その間にいろんなクレームとか問題点が起こって今までも来ておりますが、その点についてはその都度町が間に入って問題解決をしてきたところでございます。

今、大きな問題となっておる点につきましては、先ほども申し上げましたように、中田先生を中心とした調査委員会のほうで十分原因究明いたしております。その調査報告書のいかんによれば、今後どのようなことになるか全く予断を許さないところでございますので、まず今後の方針としては、まず調査結果を見て、その後の第三者の委員会等に今後の推移を見きわめていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 ７番、白川年男君。

○白川年男議員 この間うちの特別委員会でも、これについては２月、３月ぐらいまで書類の点検と、土曜日あたりにはコア抜きとかもいたしますが、かなり年度明けてさらに続いていくのでなからうか、続いていくと私は思っております。

そういう中で、こういう方向に町長がおっしゃっていただきましたけど、その推移の中でその結論を待って事の対処に当たると、そこまにならうかと思いますが、我々も議会報告会においても、あなた方だってそれを通したんだから責任があるんでなからうかと、ある席ではよう今ごろ大会社の社長さんなりが、重役さんなりが深々と陳謝をしているが、あなた方やって陳謝せないかんのですよと、そういうことまで言われたこともあります。

それはそれとして、十分できるだけどういう形にならうが、時間は待ってくれませんか、できるだけ手際よく住民が納得できる方向に収束、収束はすぐにはせんと思いますが、そういうある程度説明を願えたらと思います。簡単にそれについて、これでもう終わりますけど、町長、一言お願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川年男議員さんの再々質問にお答えをいたします。

白川議員さんからお話がありましたように、各議会報告会でも非常に厳しい意見も出たように聞いております。本当に今回の事件に関しましては、議員の皆さん方に本当に御迷

惑をかけて申しわけなく思っております。

また、調査報告書をもってということではありますが、この１２月には議会のほうも住民説明会をされるということでございます。私ども執行部のほうも１月には関係者立ち会いのもとに住民説明会をさせていただいて、やはり謝るべきところは謝っていくというような気持ちでおりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

○大岡克三議長 １番目の質問を終わります。

続いて、２番目の質問を許可いたします。

７番、白川年男君。

○白川年男議員 ９月の定例会に続いて、森林再生についての施策と、前回もこのようなことを一般質問させてもらいましたが、午前中、大西樹議員とかぶるところもありますので、その点はもう割愛させていただいて結構かと思います。

それでは一般質問の二つ目として、９月定例会同様に森林再生について質問いたします。

我がまちにおいても、地域住民と森林とのかかわりが希薄化し、竹の侵入などによる里山の荒廃が進行しています。

そこで、地域住民が協力して里山、森林などの保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制を整えることも大きな課題であるし、また不可欠なことかと思います。

本町においても、仲南森林組合においては、平成１７年より竹チップ機、竹パウダー機を搬入し、精力的に竹材をパウダー肥料に加工し、道の駅などでも販売しております。この肥料はバイオ農法の認定を受け、竹に含まれるアミノ酸が作物の甘味を高め、おいしいトマトなどにも向いています。林野庁においても、本年度より森林の保全などの取り組み団体に対し、一定の費用を支援する制度も始めています。本町も二つの森林組合があるので、両組合を通じて国へ予算要求を早急に折衝すべきです。間伐、植林についても予算編成の時期でもあるので、国、県へ少しでも拡充するよう要望いたします。

さらに、次に３月議会で質問した太陽光発電について再度質問したかと思います。

本町の遊休地をもう一度点検して、南西向きの土地で近くに電線があればなおいいんですけれども、近くの多度津町でも民間業者に土地を貸与して発電をしています。本町でも民間業者が次々と事業化をしています。この事業は、私素人から見ても維持管理が非常に後々の維持管理が要らないので、町あるいは公社あたりが行っても十分採算はとれるのでなかろうかとも思っております。

そこで、仲南森林組合に導入している竹チップ用、パウダー用機械などが相当古くなっている所以、その更新について予算拡充の方策はいかななものかと考えております。

それから２番目として、森林整備予算拡充について、これはけさほどの大西議員の質問で前向きに十分検討いただけると答弁があったので、これは割愛しておきます。

それから太陽光発電、これについても前回あれはしましたけれども、再度その状況などをお聞きしたかと思います。以上です。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川年男議員さんの森林再生と太陽光発電についての御質問にお答えをいたします。

まんのう町の面積の約7割、1万3,360ヘクタールが森林であり、国、県の補助、また町も上乗せ補助を行い、造林事業等森林整備を推進しているところでありますが、広範囲であり十分な整備ができていないのが現状であります。

森林整備を推進するためには、森林所有者に少しでも収入があるように、間伐しても切り捨てでなく搬出できるような環境をつくることが重要でございます。町内の香川西部森林組合、仲南町森林組合において、森林整備に御努力をいただいております。24年度には、約106ヘクタールの間伐と約327立方メートルの搬出を実施いたしております。本年度も造林事業等に積極的に取り組んでいただいております。

しかしながら、作業道の開設、搬出のための機械については、老朽化等により十分とは言えない状況であります。そのため、森林組合では本年度、県の補助事業を活用してグラップルつきバックホーの導入を計画しておりますので、町としても予算化をお願いし、造林事業の拡充を支援してまいりたいと考えております。

また、森林の環境整備として森林に侵入している竹対策についても、今年度、県が新目地区で行った竹の伐採、搬出、パウダー化の実証結果を踏まえて、事業実施に向けた支援を検討していきたいと考えております。

本年度、国において、地域の活動組織が山林の保全管理や山村活性化活動を行う場合の支援策として、森林・山村資源利用交付金の新設されました。この制度は県段階で協議会の設置を行い、地域の活動組織が森林の保全管理等に取り組むこととなっております。県では協議会の設置について協議されており、事業の活用については、今後県、森林組合等と協議をしてまいりたいと考えております。

森林整備につきましては、森林所有者の組織であります組合が中心となり、地域での合意形成、事業の取り組みを推進しておりますので、造林事業上乗せ補助や森林組合の機械導入等に対し支援を行い、所有者が森林整備に取り組みやすい環境をつくり、森林の再生に結びつけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、太陽光発電の前向きな取り組みについてでございます。

考え方は3月の御質問でもお答えいたしました。本町といたしましても、少しでも財源の足しになればと、利用可能な町有の遊休地2カ所を現在メガソーラー関連企業及び農産物生産法人と協議を行っていることをお伝えいたしておきますとともに、協議が一日も早く成立するよう努めてまいりたいと考えております。

また、維持管理費用がほとんどかからないことから、町が事業主体となって太陽光発電事業に取り組むことの考えはないのかとの御質問と思いますが、確かに近隣市においては、近々四国初の試みとして、自治体が率先して実施主体となり、民間企業にリース料を支払い施設建設や維持管理を委託するリース方式により発電事業を実施することは存じておりますが、本町では、ほとんど対象となりそうな広い公有地は住民に開放され、健康増進や

生きがいつくりで活用されておることから、太陽光発電事業を進めるには住民の御理解が不可欠であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 7番、白川年男君。

○白川年男議員 丁寧な御説明ありがとうございました。

それであと、先般、建設経済常任委員会で課長のほうからいろいろ資料もいただいて、竹肥料、竹堆肥づくりと、そういう資料をいただきました。非常にこれ参考になることもたくさん載っております。現代農業、こういう雑誌ですか、その中からいろいろ本当にたかが竹かといいますが、これについては例えば非常にアミノ酸とか竹にはそういう成分が非常にたくさん入っております。

それで、例えばこの中ですと、おもしろいことも入ってますが、トマトを堆肥パウダーでつくれば、トマトのその比重が重くなって沈むと、それぐらい糖度が、甘味が増えて重く、そしてトマトが沈むそうです。そしてこの竹については、おもしろいことに、竹の葉っぱはいるというか、乾かしていってお茶っ葉になると。そして軸とかその辺は、いろいろその中のどういう論理的なものかはわからんですけど、生ごみとかそういう中へふれば虫が湧かないと。そしてこの軸の太いところは竹炭になるとか。たかが竹かと思いますが、本当にこの竹というのは思いも寄らぬ効用を持っておるわけです。

そして愛媛県の西条市、この辺でもいろいろ実践して竹の効用いうのを非常にうたっております。そしてその近くの愛媛県、その辺、ミカンあたりに竹ぼかし、竹の堆肥を、それでミカンづくりをすると非常に甘くておいしいミカンができるわけです。私も先般、もみの木峠の道の駅へ行って、パウダーがありました。そして森林組合とかにいろいろ聞いて、私が思うのは、もう少しPRしてそれを有機農法に使えば非常におもしろい。先ほど田岡議員も話しましたが、本当においしいトマトとか、あるいはニンジンとかその辺にひとつ目を向けてPRしたら、この農業、本町においてはヒット商品が出るのでなかろうかとも思いますし、その辺を農業委員会とか、あるいはグリーン・ツーリズム、あの辺にもPRしてパンフレットなりつくって、そしてその効用いうのをもう少しPRしていただいたらいいんでなかろうかとも思っております。その辺について担当課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○大岡克三議長 産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 それでは、白川議員さんの再質問にお答えいたします。

今御提案されました未利用資源の活用ということで、竹材、十分活用できるかと思っております。ただ、今回行いました県の実証実験に基づきまして、搬出といいますが、切って搬出、またパウダー化についての商品化ができるものかどうか、採算がとれるのかどうか、その辺も結果が出るかと思っておりますので、そのあたりも確認して、あとそのパウダーにつきまして利用できるものであれば、町内につきましてもPRを図りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 以上で、7番、白川年男君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、川原茂行議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

13番、川原茂行君、1番目の質問を許可します。

○川原茂行議員 まず、合併以来およそ8年近くがたちました。合併当初は琴南、仲南、満濃地区それぞれの立地条件もろもろのものが違いますので、温度差もございました。最初の町長の4年間、いろいろその温度差について苦労なされたと思っております。

しかし、2期目の8年近くになります今日、本来なら、まんのうの姿が栗田カラーが出ていって栗田町長でなかったらという意見が本来は出てこなきゃおかしいんです。でも、そうじゃないんですね、今。なぜか。ちょっと町長さんにこれ、いろいろな長い年月かけてこのPFIの問題に絡んで話されております。町長さん相当勉強家で記憶力いい方だとは思っておりますが、今まで言うたこと全てを覚えてはおられないんでないかなと、そこは私も理解してます。そういう解釈でよろしいですね、はい。

なぜかといいますと、東京都の猪瀬さんがごく最近のことを二転三転、忘れました、記憶にないですと、こう言うんですから、人間ああいう立場になれば全て覚えとると言えないところもあるんじゃないかなと、私、勝手にこう解釈いたしております。

猪瀬さんだけじゃない。数年前にもいろいろなことがございました。その方が言うのは、やはり記憶にございません、これがはやるんですね。ですから、町長さんも悪気があって忘れるわけじゃないですけども、全てを覚えておるわけではないと思いますので、私はこの問題点に至るまでの経緯をちょっと紹介しながら思い出していただきたい、こう思っております。

まず一番の問題点は契約時期なんです、このPFIの。PFIの契約時期が間違えた、私に言わすと。よくそれは聞いてってください。と申しますのは、こう書いてある。

ある議員の質問に答えて、町長責任をとれるのかと、こう言う 겁니다、ある議員が。結果が出れば責任をとります、町長さん、こう言われとる。これが7月13日の臨時議会です、契約のときの臨時議会です。その日に議会側からは相当、町長さん、あなたは発注者ですから、受注者側へなぜ行くんだという意見は相当出てます。にもかかわらず、あなたが町長と書いてあるんです。ちょっと言います。東京本社で話をしたが、24日に遅く返事。町内業者の4億円については発注する確約をもらっている。他のグループでは業者名を出しているところもあった。大成からは実施計画が出たら、それぞれの業者から見積もりを取り、発注計画書を出す。十分にモニタリングをする。不当な下請金額があった場合は国土交通省に報告すると、こういうことを臨時議会で言われておる。

そこで、同じ臨時議会です。これは私のほうから申しました。私がお伺いした。2億830万円について当然特別委員会側からいろんな話を聞いてましたから、この臨時議会において議会が納得するような交渉はしたのかと、議会がだめな場合は大成の判断はどうなんだと私が町長にお聞きしました。町長、大成と対等な立場で言うべきことは言った。第2交渉権者に行く選択もあった。庁舎内で議論した結果、今の時点では2億円上がるが、

第2とは2億円上がってもまだ6億円の差がある。鹿島は面積が広いので6億円ぐらいは下がるのではないかと。鹿島は提案が売りなので、内容変更して金額を下げれば提案が台なしになる。次点と交渉を始めるとなると、初めから交渉をやり直す。相当な時間がかかる。25年4月開校は難しい。町、子供にとって一番いいのは、2億円余りは上がるが30日の議会に提出すること、こういう回答をしておく。

私が再度、議会が全会一致になるように尽力するべきでないかと。町民に対して答えられるようにしていれば、議会も全会一致になる。多数決のルールはあるが、建屋ではこれだけのものはこれから出てこないだろう。そういう認識を町民も持っている。透明性がなければ大成と勝負できないと、これを私が言ってます。それで、町長、できれば議会に全会一致していただきたい。予算内でやると大成に確約をとれば、全会一致で議決がとれると考えた。こういう結果になって申しわけない。それが町長さんの答えです。

私は再度、ここで大成に妥協したら、これから25年、大成がまんのう町を見る目が変わる。だからきちんと話をつけてほしいと、こう言ったんです。その次、町長さんの答弁が、大成にも言い分があるが、見通しが悪かった。このような失敗は二度とないようにする。住民によかったと思われるようにと、こういうことを町長さんが答えられた。

その日において、いろいろあった中で次なんです。町長さん、大体思い出していただけますね。

まず、これは23年の8月30日の議会なんです。

本事業の契約については、当初提案した金額内でおさめるということで、優先交渉権者と交渉を始めてまいりました。中学校等の要望もできるだけ取り入れ、また削れるところは削り、協議を重ね、設計を変更した設計図書により積算をいたしましたところ、2億830万円の増額となりました。この私の見通しが甘かったことで混乱を招きました。非常に残念でおわびを申し上げますと、こういうことなんです。町長さんは悪いという気持ちはこのときはなかった。今もないでしょうけど、なかった。

ところが、気をつけないかんのこれはなんです。次の討論に入ったときなんです。賛成討論。討論に入った。こういう事態を私は想定しておったんだと思います、今思えばね。

私が、この事件については数年前から執行部、議会が一丸となって今日まで協議してまいりました。きょうに至りまして、今日特別委員会に企業さんが参ってその説明を見たときに、なお私は一層悲壮感を味わったわけでありまして。振り返ってみますと、まんのう町2万人弱のこの山村のまちが、これから過疎化になっていく、少子高齢化になっていく、子供が少ない中で、本当に今の事業としては、この中学校を含めた複合施設がこれから住民にとって、子供にとってどれほど大事なのか、その意図を考えると、私は本当にいろんな思いが脳裏をよぎっておるわけでありまして。

まず一つは、先ほど言われましたように、できるだけベスト、ベストではないがベターを選んだ執行長、私はこの件についてもう少し審議すべき余地があったのではないかと。ただ数を重ねた特別委員会の皆さんの御苦勞には感謝申し上げます。結果といたしまして、

私は25年4月開校、これを念頭に置いて私も参りました。でも、25年間、これから25年間を振り返るときに、大成建設がまんのう町の執行部、議会をどう見たでありますか。これほどなやすい執行部、議会があるのかと、私はそんな思いがしてなりません。

子供たちのことを考えて25年4月開校、それが重いのか、今から25年先がよくなるのが重いのか、このてんびんにかけたときに、私はもう少し審議すべき余地があったのではないかと、こういう思いが今いたしております。これは私は反対の討論ですね、これは私の反対討論。

ということになりますと、最終的には冒頭に申しましたように、町長さんは私が責任を持つということから始まって議会の方も賛成に回った。町長さんの話を素直に議会も聞いたわけです。でも、私以下何名かは、それはおかしいぞと、もうちょっと時間をかけて審議してくださいと、こう言うтонです、この場で何人かがね。言うとするにもかかわらず、それは議会民主主義のルールですから仕方ありませんが、数の力でいたわけです。利益誘導に近いような格好でいたんですよ、町長さん、今考えてみればね。利益誘導とは言いませんが、近いような形でいた。

しかし、町長の話も信用した人もようけおられる、そういう格好になった。それで今日に至っておるわけですが、最終的には今から何カ月かかるかはわかりませんが、中田先生、委員長以下、皆さん方の調査によってどこまで行けるかわかりませんが、町長、あなたがここで責任をとりますと言われたことの重みは、我々も議会報告会に行っているいろんな住民から言われております。おまえ議会、何しよんやと、町長、責任がとれるって言うんなら、どこまでかは確認しとけよと言われております。

まず1点目、町長の責任いかん、ここがポイントだったんです、私に言わすと、この契約時期が。そういうことを踏まえながら町長さんの見解をお伺いしながら、午前中、大西議員さんの発言によって来期も町長を担う意欲がおありのようですので、これははっきりしたことを言うとかんと、町長、来期も私やりますというのに応援する方がいろいろ変わるんですよ。ですから私、町長の姿勢をここで、姿勢はもう言うてますから結構ですが、そういう姿勢に従うのであれば、この議事録にのっとって町長が言うた発言の重みを私もほかの議員も理解できるように御答弁をまずはいただきたい。お願いします。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えをいたします。

今回のPFI事業に関しての御質問でございました。

まず、契約の発注時期が問題だというようなお話がございました。決して私は受注者側に立ったり利益誘導したということは全くございません。

この時期につきましては、先ほどお話がありましたように、大勢の町民の皆さん方、また議会の多数の方から25年度開校は必ずやれよというような強い声がございました。何とか25年開校に間に合うためには、あの時期に契約をするのがもう最終リミットだったと私は記憶をいたしております。そういったことで、あの時点で契約すれば何とか平成2

5年の4月には開校できるであろうというようなことでございました。

また、この業者選定をするに当たりましては、P F I 事業ということでありますので、業者選定委員会、いろんな大学の先生とか一般の方とかいろんな方でその選定委員会も組んで、その中で厳正にいろいろ審査をされた中で、第1交渉権者、第2交渉権者の順位が決まったところであります。従来でありますと、まず設計事務所を決めて、その設計事務所が決まった中で、学校また地域の方、我々とも十分相談をした上で図面を上げていいものをつくっていくというようなことが一般的には行われておりますが、今回のP F I 事業に限りましては、それぞれのグループから提案がございまして、その提案の中でどれが一番いいかということで選定をしたわけでありまして。そのような中で、提案の内容また金額の内容等々総合的に判断して、今回のまんでがんパートナーズが第1交渉権者というふうになったところでございます。

しかしながら、その後の実施設計に入る時点におきまして、いろいろ再度学校等との話し合いをした中で、かなりな変更箇所が出てきたということでございます。そのような中で、2億830万円ですか、この変更した結果、そういう金額が出てきたと。

当初の計画どおりであれば、当初の金額では当然できたと思いますが、その後いろんな関係者の方の意見を聞いて、いろいろ削れるところは削り、また、よくなるところはよくするというようなことでいろいろ設計変更をした結果、2億830万円金額が上がったということでございます。これも議会の中でもいろいろけんけんがくがくありました。少し値段が高くて、いいものをつくって第2交渉権者に渡すべきでないかというような意見もいろいろありまして、皆さん方とも十分相談をした結果、やはり議会の雰囲気また町の全体の雰囲気といたしましても、平成25年の4月に開校は間に合わすようにやろうとというような意見が多かったというふうに私は受けとめました。

そういったことで、川原議員さんがおっしゃるように、もっと時間をかけて十分中身を精査するべきでなかったかというようなことも重々わかりますが、あの時点での感触としては、もう2億830万円契約金額は上がるが、これで契約して25年の4月に開校に間に合わそうというようなことで契約をしたところでございます。

また、今回の契約につきましては、私が責任を持って行っていきたいというような発言もいたしておりました。

その責任を持ってということでございますが、現在中田先生を中心とした調査委員会できて、いろいろ原因究明をいたしておるところでございます。また、その調査結果が出た後、第三者の機関によって今後どのようにしていくかということの大きな問題が残っております。

私もこの事業を手がけた限り、この件につきましてはきちんと最後まで見届けて、きちんとしまいを自分自身でもしていきたい、それが私の責任のとり方であるというふうに思っておりますので、どうぞ御理解のほどお願いします。

○大岡克三議長 13番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これね、町長さん、今言われたことは私もほとんど聞いた話なんですね、ずっと聞いてまいりました。これ、例えば今大成、まんでがんパートナーズだけでも実質大成なんですね。じゃあ、第三者委員会が1億、2億の金が必要でも戻してもらって確約はとれてますか、今現時点で。要った金は払うてくれという話はできてますね。調査委員会が調べよるうちに何ぼでも出てくる。破壊検査もどんどんせなんだからしまいにならん。こうなったら金が1億要るやら2億要るやら、わからんのですよ。そこの話はできてますか、どうですか、町長。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えをいたします。

今から調査をしていく段階で相当な金が必要ということも、調査費用が必要ということも考えると、それは確約はできているのかという御質問でございますが、このことにつきましては、特別委員会でまんでがんパートナーズ及び大成建設の代表者、責任者も同席をさせていただきまして、委員会の中で

(「全協や」と呼ぶ者あり)

○栗田町長 全協ですかね、全協の中で大成のほうから調査に関した費用につきましては私のほうで全額を見て、調査にも全面的に協力をしますというような発言がありましたので、その議事録は残っておりますし、その議事録につきましては間違いのないという確認はとっております。

○川原茂行議員 議長、ちょっと、今私は書面とは言わんが確約と言うたんですが、あのときのテープぐらいしかないんでしょう。テープぐらいしか、真摯に受けとめますというテープだけしかないんでしょう。それを文書化はしとんどですか。確約をとっとんどですかと、こういう意味で問うたん。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。 (大西豊議員退席 午後3時34分)

○栗田町長 川原議員さんの再々質問にお答えをいたします。

確約書をとっておるのかという話でございます。

○大岡克三議長 町長、今答弁漏れです。再質問の答弁漏れです。

○栗田町長 答弁漏れ、はい。

それにつきましては、全員協議会で話をした内容をテープに録音しておりましたので、そのことについては書面で確約をいたしております。

○大岡克三議長 13番、川原茂行君、再々質問を許可します。

○川原茂行議員 確約したというのは今初めて聞きました。文書をもって確約したというのはね。この前、あれは特別委員会だったと思いますが、そのときにはテープにはとっとるけども、書面では確約してない、まだできてないと、こうおっしゃった。今のに間違いはないですね。これはもう大事なことですから。

○大岡克三議長 川原議員の再々質問に対する答弁。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再々質問にお答えをいたします。

その調査費用につきましては、全員協議会で話がありましたことをテープにとっており
ましたので、それにつきましては議会の特別委員会からもきちんとした確約書をとって
おるのかと、とっておかないかんじやろうかというような御指摘もありましたので、平井
弁護士さんとも相談をして書面でいただいておりますのでございます。

○大岡克三議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

1 3 番、川原茂行君。

(大西樹副議長退席 午後 3 時 3 5 分)

○川原茂行議員 では、2 番目の質問に移らせていただきます。

私、2 番目、農業政策ですね、農業政策と水資源の確保。

午前中から農業問題に関して、三好議員、田岡議員、2 名の方が質問いたしました。私、
後ろでございますので、情けなく聞いたのは、農業問題に対して問われたことだけ答える
のは、それは皆さん方の話ですからわかるんですが、もうひとつ本腰入れた意欲が見えな
いところに私、本当に寂しさを覚えたわけです。半世紀に一度の農政転換、減反廃止。半
世紀、もうやがて 5 0 年近く前に決めてからずっと来たやつを廃止にするわけです、今後
5 年間でね。そうしますと、面積は午前中言われたようにそういう格好になりますが、当
然水がついてまいります。

今、政府のほうは、減反なくすれば飼料米に補助金をつけて出すと、飼料米を自主的に
使ってもらおうと、こういう方向へ行くとするんですが、課長のほうが町長にも言うてな
いのか、町長に言うたけど町長が忘れたのか、あの飼料米というのはね、6 次産業の話も絡
みますが、米だけとる飼料米、わらごとロールにする W C S、飼料米でも両方あるんです
よ。そういう話は当然 6 次産業の話も出ていきよる、水の話も出ていきよるから、同
僚議員のさきの質問に町長、課長答えてくれるのかなと。それ答えてくれたら私は聞かん
でよかったわけですが、意欲のなさを感じるんです。

なぜ知っとんやったら言わんのですか。町長、御存じなかったんですか。当然課長は知
ってますよね。知っとんだったら言うてくださいね。同僚議員だって、やっぱり地域のま
んのうのためを思って問いよんですよ。あれ問われてないからもう言わなんだいう、そん
な意欲のないことではつまらんのですよ。やっぱり関連するものはきちんと言うてくだ
さい。町長、お願いしておきますよ。関連があるものは直接でのうても、間接的に関連が
あるものは答えてくれたらいいんですよ。これはお願いします。

そこで、当然面積がふえてまいります。そうすると、どちらにしても、W C S を植える
にしても米粉用にとるにしても、稲なんですから当然水が要ります。水の確保をどうす
るか。これは相当厳しいところもございます。毎年状況が変化します。やっぱり琴南で降
って、すぐ横の江畑で降らんと、もう一つ西の塩入で降ってというような格好になるのが
最近の傾向ですね、集中豪雨的な傾向なんです。1 カ所でだっと、すぐ横が全然降って
ない、こういう格好ですからね。やっぱりこんだけ農業政策が転換ししたら、当然まんの

う町は水の確保が大前提でなかったらいかん。私は絶えず課長、今度は課長、よく聞いてください。課長は私のほうへ言わんと町長に聞いてくださいよと言うけども、まずはやっぱり水が一番なんです、これは。農業政策をどのように変えようと、やっぱり水が一番なんです。なかったらできません。（大西豊議員・大西樹副議長着席 午後３時３９分）

だから、県のほうへ一番なぜいいかっていうん。立地条件がこのまんのう町は中間からちょっと西ですね、西なんです。早明浦に依存率が高過ぎるんです。早明浦がなかったら宝山湖を３００億こしらえて修繕整備に２７０億こしらえて使って、５７０億もの金使って、早明浦に水がなかったら使えんのですよ。そういうところへ県も金入れとんや、国も。

だから、こちらのほうへ使う、ダムを建設するのであれば、当然香川用水に乗るんです。香川用水に乗ったら東の端まで行くんです。逆にはちょっと行きにくい、ポンプがなかったら行きにくいかわかりませんが、香川県内はほとんど行くんです。非受益地区はポンプがなかったら行きませんが、一番有効な手段なんです。

だから、それはダムの２５０億、３００億の金が必要というたら一喜一憂にできません。それは私わかつとんですよ。けども、言いよらないかん。農政がこんだけ転換して変わっていきよんですから。１カ月４０日雨が降らなんだら早明浦は大体なくなる。早明浦の上流にですよ、なくなる。そういうときがこれから頻繁に起きてきとんです、事実が。まして満濃地区は、実際は非受益地区なんですね。香川県の水がめをこしらえてやるのに、まんのうには候補地がありますよということなんです。まんのうがつくる言うたら大ごとになりますけど、香川県の水がめをこしらえるのに、まんのう町に適したところが何カ所ありますよと、こういうことなんですね。

これ町長さん、今まで何回かお話していただいておりますでしょうか、どうでしょう。県また国の連中あたりともいたときに、いろいろ香川県の、これは詰めるところは詰めないかんですが、大まかに私が描いておりますのは、農業政策がこんだけ転換するんだったら当然水の確保が必要と、まんのう町の中でそういう候補地があるというんで、県の水も同時に合わせて考えましょうということですから、まんのう町が非常に喜んでもらえるような話じゃないかなと思っておりますが、このダム建設についての熱意のほどをお聞かせ、まずいただきたいと思います。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの農政政策と水資源の確保についての質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、最近の異常気象で、集中豪雨がもたらす甚大な洪水被害と少雨による干ばつ被害の両方が顕著にあらわれてきております。近年の少雨傾向により、ダムやため池など水源施設の供給能力の低下が見受けられます。その上、減反政策が廃止されることにより、農業用水の需要量に対する供給量の不足が今まで以上に懸念される可能性がございます。そのためには、渇水地域で水資源施設の整備や既存施設の改良が必要と考えております。

早明浦ダムも取水制限が実施され、とりわけ平成6年、17年、20年には水容量が枯渇するというような異常な状態になるなど深刻な影響を及ぼしております。このことから、自己水源の確保が必要であることを痛感しておるところでございます。

現状施設の維持管理の強化等の対策を講じるとともに、老朽化したため池の改修整備による貯水量の確保、また用水路の整備、井戸の新設等土地改良事業により、用水の確保が急がれておると同時に、なお貯水機能のあるダム建設が理想であるというふうに考えております。

ダムの恩恵を受ける関係市町とともに、香川県の自己水源確保の観点から、県が主体性を持って周辺市町との連携を図りながら事業を推進していただくよう、国、県ともに機会があるごとに要望しておるところでございますので、議員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたしたいと思います。

○大岡克三議長 13番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長ね、機会があるごとというのはどういうふうに私、解釈をしたらいいのか。機会はつくっていったら私はお願いするぐらいの熱意が必要ですよと、こう言いよんですよ。そこら辺、お間違いのないように。たまたま行ってお話しするという意味じゃないんです。どうしてもこういう話で参りますよということをお願いしたい、こう思っておりますので、二度とこういう話をさせないようにお願いします。

課長、水の話から先に言います。課長もたびたびは行ってくれておるとは思いますが、どんな状況ですか。

まず、多分県のほうは流域が財田川でつくるとすれば流域の実態把握をしてこいと、もう県はこれもう当然のごとく言うんです。向こうは仕事ですから。どんな状態を言われておるのか、ちょっと今わかっておる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○大岡克三議長 建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

ただいまおっしゃられております私も県のほうに何回か参りました。それで今の現状を報告いたしますと、現状として今の香川県下の状況としては、今のところ、まんのう町さんだけが水問題に関して私どもに来ると、ほかの町についてはまだそういう話がないよというようなことで、まんのう町1町だけでは、なかなかこういう大きな問題は難しいということをはっきり言われております。ですから、1町だけで考えることなく、町長が申しましたようなお話になるかと思っております。以上でございます。

○大岡克三議長 13番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これね、長い、農業政策も難しい問題、これからどう変わっていくか。TPPの問題もありますし、どう変わるか、はっきりはわからんですが、ある程度はつかめております。当然減反なくなる。そうすると、水が足りなくなる。もう1点、農地バンクですね、集積バンクと人・農地プランですね、並行するのがね。ダブる格好になるんじゃないかと思うんです。まんのう町には、かなり担い手、認定農業者、法人合わせれば、

かなりおるんじゃないかなと。そこら辺との話し合い、地域でもう全体に説明を終わっておるのかどうなのか。当然集積バンクですから、農業委員さんも関係してこようかなと思っておりますし、その前に大事なものを最後にもう私、時間ございませんので、最後に申し上げますが、圃場整備ですね。圃場整備をしないと、できてないところはどうにもならない時代はもう必ず来ます。それをどうするか。

将来、農業政策が変わればね、長期にわたって借り手側のほうが50ヘクタール、80ヘクタールを借って圃場整備するという話も浮上はしていますが、そうじゃなくて、やっぱり個人の地権者の方がやっぱり自分とこの農地は自分でやっぱりきちんとしとこうかなというのが私は本来の姿でなかろうかなと、こんなに思っておりますので、町長さんに圃場整備にかかる意欲、当然農業政策にかかる意欲ですね、対応する意欲、それから課長には、その集積バンクと人・農地プラン、それがどこまで浸透させておるのか、これが大事なんですよ。

国のほうは、その人・農地プランができてないところは集積バンクが先行きますよといよるわけですから、妙なことになりますよ。担い手がおるのに違うところへ行くような話になったら困るんですよ。もう課長、退職間近やから、いや私の代にはと思うとってそうはいかんのですよ。それはきちんとやってくださいよ。どこまで行つとるか、町長からまず答弁いただいて、私まだ時間あるんですけど、もう終わります。答弁をお聞きます。

○大岡克三議長 川原議員の再々質問に対する答弁。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再々質問にお答えをいたします。

けさも三好議員さんのほうにお答えしたわけではありますが、県の川池農政水産部長がきのうの県議会の答弁で、香川県は農地の基盤整備率が全国平均と比較して低く、農地の集約にはハードルが高いというような答弁がございました。このようなことで、まんのう町のみならず、香川県全体で圃場整備の、基盤整備の率が比較的全国平均より低いということとで、これがやはり農地の集約にも影響しておるというようなことでございます。

当然まんのう町としても圃場整備、今まで進めてまいりました。大体今のところ、できるところはほぼやれたかなというふうに思っておりますが、まだ四條、高篠、神野あたりではできていないところがたくさんございます。今後そういうまだまだ圃場整備が終わっていないところに対しましても、圃場整備をぜひしてほしいというようなことは進めてまいりたいと思いますが、今後の状況で非常に大きな改革もありますしTPPの問題もございます。そういったことで、非常に難しいような状況になお追い込まれておるのではないかなというふうには感じております。

また、水資源の確保につきましては、まんのう町のみならず、香川県全体でやはり水資源の確保は非常に重要だということで認識をいたしております。

先般、我々香川県の町村会と町村議会議長会というのがございます。それが年に1回は

県知事また県議会のほうへ要望に参っておるところでございます。それで議会のほうの要望と町村会のほうの要望は余り重ならないようにということで、ある程度仕分けはしてはいるんですが、先に町村議長会のほうから県のほうへ行っていていただいております。本年の10月18日には大岡議長を初めとした香川県町村議会議長会からも、水資源対策の充実強化について県知事、県議会へ要望していただいております。

近年、地球温暖化による降雨の極端化などにより、豪雨、干ばつと異常気象が続いております。香川用水は本県にとって大変重要な水源であり、多くの恩恵を受けており、香川用水調整池の効果も期待されますが、本年も8月2日に早朝浦ダムの貯水率低下を受けて、香川用水への取水制限が開始されたところでございます。このように毎年のように発生する水不足の解消策として、県独自の水源を確保することが必要であります。

県においては、水源確保対策事業として地下水利用、海水淡水化等の調査検討を既に終えられておるとともに、河川総合開発事業として、四つのダム整備を推進されておりますが、より一層渇水に強い県をつくるのが県のイメージをよくし、観光や企業進出、人口増などの県活性化に結びつくものと思います。

新たな水資源確保対策として、香川用水東西分土工に近い中・西讃地域での新規ダム建設が有効と考えます。1級河川土器川、2級河川金倉川、財田川は、河川が急峻であるとともに森林の保水能力が低下しておることなどから、河川上流域での貯水の重要性を感じております。恒常化している水不足解消のために土器川、財田川におけるダム建設を再考し、広域的見地で県内での自己水源確保対策を講じていただくよう要望しますという内容でございました。

今後とも議会ともども粘り強く国、県へ要望を続けてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 それでは、川原議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほど申されました農地中間管理機構につきましては、先日、12月5日に参議院本会議で可決・成立されております。

この法律につきましては、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新規参入を促進することにより、農用地の利用効率化・高度化を促進し、農業の生産性の向上を図ることを目的にしております。

それで、県に一つ農地中間管理機構を設置し、高齢農家等から農地を借り受け、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける。農地をばらばらな状態でなくて、一まとめにして生産性効率を高めた状態で貸し付けることを目標としておるということで出てきております。

その中で、中間管理機構につきましては、その機構に対する町の役割でございますが、機構につきましては県単位で一つであります。人・農地プランの作成主体であります市町村と密接に連携をとって対応することが必要ですということになっております。その中で、機構につきましては、市町村にその業務を委託できるということになってきております。

それと農業委員会の役割でございますが、これにつきましては、農業委員会につきましては、市町と連携して機構の業務に協力するということできております。

それと、衆議院の中で可決された段階で修正といいますか、それもありまして、それと附帯決議ということで、農地中間管理機構による農地の貸付先決定ルールについては、借り受け希望者のニーズを踏まえて公平、適正に調整するとともに、地域農業の調和及びその健全な発展に資するものとなるようにしていくことと。特に、既に効率的、安定的な経営を行っている農業者の経営の発展に支障を与えないように十分留意することということで附帯決議がされております。

そういうことを踏まえまして、そのあたりを配慮し、それと機構の具体的な取り扱い、町への委任等につきまして、具体的な内容につきまして把握して、それについて対応していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（「私が問いよるのは、各自治会とどういうか…。人・農地プラン…」と呼ぶものあり。）

○久留嶋産業経済課長 失礼しました。人・農地プランにつきまして、それこそ前の建経の委員会の中でお話ししましたように、特定農業組合の中で一応総会の中で説明させていただきました。それについて今後各地区で進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 以上で、13番、川原茂行君の発言は終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす12日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日の会議はこれにて延会いたします。

延会 午後4時00分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員